

第四十回 参議院社会労働委員会会議録第十八号

昭和三十七年四月十日(火曜日)

午前十四時四十分開会

委員の異動

三月三十日委員小山邦太郎君辞任につき、その補欠として山本利壽君を議長において指名した。
三月三十一日委員相馬助治君辞任につき、その補欠として片岡文重君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 高野 一夫君
理事 鹿島 俊雄君
村山 道雄君
阿貝根 登君

委員

勝保 稔君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
山本 杉君
横山 フク君
永岡 光治君
村尾 重雄君
石田 次男君
国務大臣 厚生 大臣 灘尾 弘吉君
政府委員 厚生 大臣官 房会計課長 今村 謙君
厚生省医務局長 川上 六馬君
厚生省児童局長 黒木 利克君
厚生省年金局長 小山進次郎君
事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員
厚生省医務 局医事課長 曾根田郁夫君

説明員

本日の会議に付した案件

○児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険制度に関する調査(医業類似行為の現状に関する件)(引揚医師特例受験資格に関する件)

○委員長(高野一夫君) ただいまから本日の社会労働委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。
三月三十日付をもって小山邦太郎君が辞任され、山本利壽君選任。三月三十一日付をもって相馬助治君が辞任され、片岡文重君が選任されました。

○委員長(高野一夫君) 児童扶養手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府委員から細部説明を願います。

○政府委員(黒木利克君) 児童扶養手当法の一部を改正する法律案の補足説明を申し上げます。

児童扶養手当法は本年一月一日から施行され、目下児童扶養手当の申請を

受付中でありまして、三月に第一回分を支給することになっております。この制度の実施につきましては、都道府県的主管課長会議、事務担当者のブロック会議の開催、必要事項の通達等を行ない、適切な事務運営がはかられるよう措置いたしました。三月三十一日現在、九万件の申請書の受理をいたしております。

以上が児童扶養手当法につきましての補足説明の概要でございます。

○委員長(高野一夫君) これから質疑に入り。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○阿貝根登君 概要ですけれども、あまりに簡単な概要ですね。何を言ったのか、十万件であって、こうしたとかという詳細な説明をしませんか。書いたものを見て短いものを説明したところ、それは説明になりませんよ。

○政府委員(黒木利克君) 法律案の提案理由の説明で大臣が申されましたように、今回の改正の内容は、第一は、手当の月額が現行法では児童一人の場合八百円、二人の場合は千二百円、三人以上の場合、三人以上の一人につき二百円を加算することになっておりますけれども、児童二人の場合は千四百円、三人以上の場合、三人以上の一人につき四百円を加算することに改めようとするものであります。

第二は、現行法では受給資格者が前年において十三万円以上の所得がある場合には、手当が支給されないことになっておりますが、この所得による制限額を十五万円に支給制限を引き上げ、支給制限を緩和しようとするものであります。

以上が手当法の改正の内容でございますが、今までの事務処理の受理の状況は、先ほど申し上げたとおりでございます。

○阿貝根登君 これは予算書を持ってきておりませんが、予算をどのくらい要求されて、どのくらいとれておりますか。

○政府委員(黒木利克君) まず、児童手当の支給事務に必要な経費でございますが、前年は一億一千七百六十六万二千円でございますが、本年度は九千二百七十五万円でございまして、二百七十五万円の減額でございます。

次に、児童扶養手当の額でございますが、二億三千三百九十八万八千円でありましたものを、三十七年度の予算額では十四億一千二百七十六万六千円、総計前年度は二億四千二百六十六万六千円でありましたものを、三十七年度の予算では十五億三千二百六十六万六千円でございます。

○阿貝根登君 件数は、対象児童数が前年におきましては十二万八千七百七十四人でありましたものを、本年度におきましては二十三万一千六百一十三人でございます。

○政府委員(黒木利克君) 件数は、対象児童数が前年におきましては十二万八千七百七十四人でありましたものを、本年度におきましては二十三万一千六百一十三人でございます。

○阿貝根登君 そうすると、これは員数ですね。先ほど今日まで十万件とおっしゃったですね。十万件で、数は……

○政府委員(黒木利克君) 三月三十一日現在における受付件数でございますが、総数が九万七千五百九十件でございます。

○阿貝根登君 いや、一方を児童数でおっしゃるし、一方は件数でおっしゃるから、数をこちらではじくのに非常に都合が悪いのです。人数でいったら人数、件数でいったら件数で、一貫して説明してもらわねと困るんです。

○政府委員(黒木利克君) 予算の積算の基礎からそういうことを申しました。が、件数で申しますと、前年度は件数は七万四千九百三十一件でございます。本年度の対象件数は十三万四千三百六十四件でございます。

○阿貝根登君 そうすると、七万が十三万になった、その原因は、基礎額が十三万から十五万にふえたから範囲がそれだけ広がった、こういうふうに解していいのですか。

○政府委員(黒木利克君) 前年度の対象件数については、いろいろな推定方法を用いたわけでございまして、たまたま昨年の十月に母子世帯の実態調査の新しい数字が出て参りましたので、それによって三十七年度はあらためて推計を直したのであります。その結果、先ほど申し上げましたような数字になりました。そこで、実は前年度は古い母子世帯の実態調査に基づく計数を採用しました結果、七万四千件余になりました。それに対して、昨年度の三月三十一日現在の受理件数は、先ほど申しましたように、九万七千件でございますが、前年度見積りは低過ぎたということがこれで実証されたわけで

ありますが、本年度におきましては十三万円の推定をいたしておりますが、現在のところは、三月三十一日現在で九万七千件でございますから、大体この十三万に近しいものがあるのではないかと、いかにいうに現在の段階では考えております。

○阿具根登君　そうすると、基礎的な考え方が、十三万円の基礎額では低いから十五万円にされたのか、実際問題として、幅がこれでは狭過ぎる、だから上げられたのか、どちらですか。

○政府委員(黒木利克君)　これで御承知のように、この児童扶養手当は、国民年金法のいわば補完的な制度でありまして、生別母子世帯につきましては、所得制限が十三万円が十五万円になるのに応じて、私どものほうは、補完的な制度でございますから、国民年金法に従ったということでございまして、これは寡婦に対する地方税のこれが免税点になっておりますが、これが地方税法によって十三万円が十五万円に上がったので、それに応じてこういう改正をしようとするわけでございます。

○阿具根登君　大臣に質問しますが、池田さんの所得倍増で一般の国民生活は、何パーセント向上しましたか。

○国務大臣(池田勇人君)　ただいまの御質問、私、数字を記憶いたしておりませんので、御了承願います。

○阿具根登君　池田さんの所得倍増でいけば、この二万円ぐらいの差ではないはずなんです。そうすると、それでは、これも数字をお持ちでないかもしれぬので、大臣以外の方でもいいですが、物価はどのくらい上がりましてか。去年の今と今までの今でどのくらい

い物価は上がっておりますか。

○政府委員(小山進次郎君)　これは生計に関係のあることでございまして、消費物価で申し上げます。それによりまして昭和三十四年をかりに一〇〇としたとしますと、昭和三十六年が一〇七・七になっております。それから三十五年が一〇三・六でございますから、この差の大体七〇程度上がったと、こういうことに相なると思っています。

○阿具根登君　私はきょうは質問に入らなければならないので、資料をそろえていないので今質問しているんです。ええ、そうすると、十三万円が十五万円に上がったというのは、今説明された消費者物価だけでも平均七〇上がったところ、ところが、実際問題として、これは電気料、ガス料、運賃、その他一般のものを上げれば、こういう七〇や八〇じゃない。もっと非常に多くの生活物資、一般に生活状況が上がっております、こう思うわけです。そうすると、十三万円を十五万円に上げた意味というのは何もない、こういうことになるわけですね。たとえば一昨年十三万円が最低であつて、こしが十五万円というの

は、一昨年の十三万円の方が生活しやすかったわけでしょう。そう思いませんか。そうしますと、十三万円を十五万円に上げた根拠というのは、一体何か持ってきたか。さっき説明されたような、ほかの法律案でございまして、あああきまうたからと、こうおっしゃるけれども、実際、児童の扶養に

関する問題であるとするならば、厚生省としては、そういう問題をまず考えなければならぬと思ふのです。ただ、ほかの法律がこうなつたから、私のところも順次それにならまいし

た、これじゃ私は通らないと思ふのですが、どうですか。十三万と十五万というのには妥当な線と思ふのですか。

○政府委員(黒木利克君)　先ほども申しましたように、児童扶養手当で、国民年金法を無視しまして特別のこういう所得制限を緩和するという措置は適当でないと思ふのでありますが、立法の当初、この所得の制限をどうするかでいろいろ御議論がありました結果、やはり地方税法を基礎に置くのが最も適当であつたというふうなことでござい

う結果になつたのでありまして、確かに御説のように、手当の内容をよくしたり、あるいは所得制限を緩和するというのが望ましいことではあります。ことに落ちついたということではござい

まして、国民年金法の所得制限の緩和との問題等からいってこれは検討されてしかるべき問題だと存じます。

○阿具根登君　国民年金でこれと均衡をとつたというのをいわれておりますが、じゃ、この第一子の八百円というの、これは国民年金と照らしてどこに該当しますか。

○政府委員(黒木利克君)　この児童扶養手当が立案された当時、第一子の手当の額をどうするかというところで、いろいろ御議論が国会においてもあつたわけでございまして、国民年金法では、母子の手当と母子の年金ということで、母もその対象になるわけではあります。したがって、児童手当法では児童だけを対象にいたしておりますから、その関係で、金額を年金法の母子年金よりも低くしてしかるべきであらうというところ、もう一つは、公務員等の扶養手当の額が当時六百円であ

ございましたが、それよりも少し高目がいいであらうということ、第一子は母子年金と公務員等の扶養手当の中間というところをめぐりにしてきめられたといういきさつがございまして、しかし、第二子以後になりますと、できるだけ国民年金と母子年金に近づけたとい

う考慮から、第二子以後は歩調を合わせて同額にするというふうなことで立案、御審議を経るという経過をたどつておるのでございまして。

○阿具根登君　それにしても、国民年金法の福祉年金額の千円と、何で第一子と同様にできないか、当然起つてくる疑問だと思ふのです。それからもう一つ、これは大臣にお尋ねしたいのですが、ね、こういう問題が起つてくれば、国民年金との関係があるのです

ね、母子手当との関係があり、福祉年金との関係がある、こういうことで同じ家庭の中に同じ生活をしておる人

を、一人の人は国民年金だ、一人は福祉年金だ、一人は母子手当だ、一人は児童扶養手当だ、こういうふうなことをされるから、お互いにお互いの足を引っ張り、私は一本化できないと思

う。役所の一番悪いところだと思ふのですが、ね。同じ家庭の中で生活しておるのを、なぜ一本の体系にきめられないか、どういうお考えでしょうか。

すか、保険料権利義務の関係においてものをきめるのには、死別ははっきりいたしておるし、生別のはどういうわけにも参らないというふうなことから、これははずされておるわけでは

ございますが、しかしながら、実際から申しますと、生別でありまして、子供のことを考えますれば放置すべきでないというので、補完的な意味でこの制度を作っている、こういうふうな建前にこの法律ができております

ので、いわゆる母子年金と児童扶養手当というものは、実質的には気持は同じであらうかと思ひますけれども、制度上は分けざるを得ないというふうなことで、これは分けておるものと私は

考えるのでございまして。

○阿具根登君　いや、国民年金で母子手当があり、あるいは老人の手当があり、こうするならば、児童手当が国民年金からはずされておるのが私はおかしいと思ふのです。当然児童扶養手当というの国民年金の中に入つてくると私は思ふのです。それも今までの情性で、まあ今までの行きがかり上、これは児童扶養手当として別個に出す

のだ、そういうことになるから幾つもの手数がわずらわされるし、そして、こども幾つもの機構がもう複雑になり、ますます私は逆の方向にいつておると思ふのです。今言われておるの

にしなければならぬと私は思うのです
が、それはいかがですか。

○国務大臣(難尾弘吉君) 国民年金
は、御承知のように、その年金を受ける
資格において、かなり正確な申ししま
すか、はつきりした言葉が適当で
あるかどうか存じませんけれども、
はつきりした母子関係というものを
かまえておるわけでございます。それ
から、いわゆる拠出年金がほんとうに
働いて参りますれば、福祉年金という
制度は、国民年金のほうから申します
という、自然に必要がなくなっていく
制度でございます。したがって、た
だいまのところは、国民年金中のい
ゆる母子年金というものとこの児童扶
養手当というものと見合うものとして
御了承願いたいと思っております。

児童扶養手当のほうを申しますとい
うと、いわゆる生別という関係でござ
います。死別した関係とは状態がだ
いぶ違ふわけでございます。したが
って、母子手当、児童扶養手当の支給
といった性格につきましても、母子
年金の場合とは私に違っているように
思っております。詳細につきましては、
政府委員から申し上げます。

○政府委員(黒木利克君) 確かに先生
のおっしゃる通りに、社会保障の法規
が非常に乱立をしております。能率
を阻害していることは事実でござい
ます。できるだけ統合化の方向が確
かに進歩した方向でございまして、し
かし、この児童扶養手当は、ただいま大臣
が申されましたように、生別等の母子
所帯を中心としたところでありますが、こ
の生別——離婚ということが保険事故
として考えられるかどうかという問題
がございまして、各国のいろいろ事例を

研究しましても、離婚というものは、
保険事故として取り扱われておる例は
ないのでございまして。つまりこの
年金制度にはそぐわない制度で、ど
ちからかという、社会扶助的な制度と
して取り扱うというような各国の例が
ございまして、残念ながら国民年金に
取り入れることができなくて、しかし、
均衡上何とかなければならぬとい
うのでこの児童扶養手当ができた、こ
ういう経過でございまして。

○阿具根登君 そうすると何ですか、
母子福祉年金と児童扶養手当を一緒
にするお考えがあるようですね、この説
明を聞いておりますと、そういうこと
ですか。

○政府委員(黒木利克君) 確かに家族
手当と申しますか、子供のみならず、
母なり、あるいは直系尊族の年寄り
なりというような勤労者が家族を持
っておる場合、家族手当という制度は
各国にございまして。したがって、母
子年金とこの児童扶養手当というもの
を統合して、将来家族給付といいた
うか、家族手当ということは一案とし
ては考えられるわけでございまして、
ただ、現在の国民年金の建前では、御
承知のように、無拠出年金の場合と、保
険としての年金の場合とがございま
して、保険としての年金は、この生
別の母子所帯はそぐわないというよう
なことから、別個に切り離された制
度としてスタートしたわけでござい
ます。

○阿具根登君 そうすると、厚生省の
将来の見通しとしては、一体どうい
うにお考えになっておるのか。たと
えば諸外国の例ではこれはだめだ、あ
るいは生別、死別の問題についてだめ

だ、あるいは母子福祉年金と児童扶養
手当は一緒にすべきである、国民年金
とは一緒にすべきでない、いろいろそ
ういうむずかしい問題を並べてお
られるとすれば、将来ますます前進す
る可能性はない、こういうふうにな
る。これはますます複雑になってく
るし、ますます問題はこんがらがっ
てくる。そういう問題は、一つの法律を
作る場合にはいろいろあることはわ
かっておりますが、そういうものをど
うならしていくかという問題が、私
は、これを一本にしていく、統合して
いくという努力が必要だと思うので
す。今のままではそういうことは考
えられぬ、いつまでたってもこうい
うことは、しかし、実際問題として
は、国民年金でございましておるか
ら、母子福祉もございましておるか
ら、児童扶養手当もございましてお
る。質問すれば一つのやり方になっ
ていくわけですね。別個になってい
るわけですね。別個になっていく意
味は何もなさないので、なぜ別個に
いやる。そうすると、ますますこれ
は統合することができないことになる。

分断されているなら分離されておる
だけに、たとい国民年金でございま
うと、これは児童を扶養している人
は、特にこれは第一に十五万円くら
い、それが八百円、六百円という
当ではとても食えない。だったら、
それは国民年金はどうあるとも、児童
扶養手当はこうすべきだというよう
なことをみな出されるなら、私はそ
れでも一応了解しますよ。ところが、
そういう実際問題はわかっておりな
が、国民年金がこうだからこれはでき

ませんよというならば、分離してお
る意味は何もない。それだから、言
いわけのために、こつちを聞けば、こ
ちらがつながっておるからだめだ
と言ひ、一緒にせいと言ひ、いや、こ
れはこういふ理由でされません。そ
れじゃあ何のために質問やつて
るか、さっぱりわからぬです。だから
後の見通し、厚生省の心がまえ、一
体どういふふうにお考えになって
おるか、その点をひとつお聞きし
ておきたい。

○国務大臣(難尾弘吉君) 先ほど来申
しておりますように、国民年金の制
度、保険というところからいいます
が、国民年金に加入するかいなか
という問題は、これは義務づけられ
ておる問題でございまして。そうい
う問題でございまして。そういう
問題で、死別というものを一種の保
険事故としてものを考える、そ
ういふ関係でたまたまの制度が
ございまして。政府委員も申し
ましたように、生別ということにな
りますと、性格が違ふというよう
なことで、少くとも現在の国民年
金の中に取り入れることは適当で
ない。しかし、子供そのもののこ
とを考えた場合には、生別の場合
といえども、子供の健全な育成
というところから、国民年金の一
種、補完的なものとしてこれが
ございまして、ただ、阿具根登
君のお尋ねになります問題は、
将来一体どうするかという点に
おありになると思っておりますが、
ILO条約等にも申しております
が、これは児童手当でありま
すとか、あるいは家族給付で
ありますとか、あるいは

たふうのものについての考え方とい
う点が御心配ではなからうかと
私は思っております。このよう
な問題については、われわれ
は、今後何と申しますか、児童
手当という言葉で進むのがよろ
しいのか、あるいは家族給付とい
うような内容で進むのがよろ
しいのか、これは問題であると
存じますけれども、ともかく
たふうの制度を検討いたしまして、
実はこれを確立して参りたいとい
う考え方は持っております。た
だいま厚生省内におきましては、
児童手当制度という名前のもとに
いろいろ検討をいたしておる
ところでございまして。将来も、
制度といたしまして、あるいは
児童手当制度というものがよろ
しいのか、家族給付というふう
なのか、その辺にはいろいろ論議
があると思っておりますが、とも
かくそういう方向に向かって努力
をいたしておるわけでございま
す。これはまあよいことを申し
上げるようでございまして、い
ろんな角度からその必要性を感
ずるわけでございまして。現在
の子供の出生率というふうな
点から考えてみても、健全な
子供を育てるだけ育成していく
というところに努めなくちゃなら
ない、大きな人口問題の意味も
ございまして、将来の労働力
という意味から、労働政策その
他の関係から申しましても、
家族給付ないし児童手当とい
うようなものを考えなければなら
ない、段階にもうおるものじゃ
なからうか、かようにも考えら
れますもので、いろいろな角度
からどういふ趣旨のものを作
っていくか、あるいはどうい

第七部 社会労働委員会会議録第十八号 昭和三十一年四月十日 【参議院】

内容のものを作っていくか、また、やるとすればどういう方法でやったらばよろしいか、かような基本的な問題については、実は今取り組んでおるわけでございますが、方法としましては、いわゆる児童手当制度、こういうふう

の差ですね、一緒にならない差、そういう各国の問題もあると思いますし、あるいは日本の経済の伸び、生活の上昇、それから一般勤労者の賃金の上昇、そういうものの資料を次にそろえていただきたいと思います。

なもの、この心持をもって検討いたして

で、私は最後に質問をしましたその
目的というのは、私どもが聞いた範用

おるようなわけでございます。さうなものができるようになりますれば、現在、児童の保護というような見地から、いろいろなところにいろいろなものが行なわれておるわけでございます。今の母子年金もその一つでございます。

内においては、昭和四十年には一応児童手当の本格的なものを打ち出したいという意欲があるということを聞いておりましたので、少なくとも大臣から、昭和四十年にはこういうものを一本化するようにな努力をしたいとか、

またこの児童扶養手当もその一つでございましょう。そのほか税制その他の点におきましても、こういうふうなものをもつての税制も行なわれておる。いろいろな方面にそういうふうなものがございますが、かように関係す

あるいは児童手当については、これは母子年金等の考え方もにらみ合わせてどうなるかというような、何かお答えがあるかと思って期待しておりましたが、もちろんILOは当然のことでございますまして、質問を私がする前にILO

るところが多いわけでございますけれども、これらをすべてひとつ引くくめて集めてみましていろいろ検討をしまして、何かこの児童手当、あるいは家族給付といったふうのものをぜひ確立したいものだ、こういう考えで検

○問題をお気づきになりましたが、それはまあそのとおりです。で、先ほど要求しました国際的な問題も、ＩＥＯを考えて私はまあ要求もしておるし、質問もしておった。これは大臣の指摘したとおりです。そういうことで質問い

その間において、ただいまお話になりましたような問題につきましても、十分ひとつ検討して参ることにしております。

○阿具根登君 私はこれでやめます

たしましたが、きょうは私も資料不足ですし、厚生省のほうにも、どういう質問をするか、通知もしておりませんでしたから、私の質問はこれで終わって、あとは資料をお願いします。

○委員長(高野一夫君) 児童局長、で

か、決断に頼も資料をそろえますが
厚生省のほうでも少し資料を弄らえて
いただきたい。ただいま御答弁になり
ましたものの裏づけになる資料をそろ
えていただくと思います。各国で
児童扶養手当は年金制の中に入ってお
かないといふ、あるいは母子家庭三割二

さ。ほかにどなたか御質疑ありませんか。

○永岡光治君 改正の第一点であるこの人当たりの単価、こちらに明示されている。その場合、一人当たり、一人当たりの資料を整備して来て、

の場合が、初め千二百円であったものが千四百円、三人以上になりますと、一人ふえるごとに従来の二百円が四百円になるのだ、こういうことでございしましたが、この算出の根拠と申しましたでしょうか、これが妥当だという根拠はどういうところからお出しになったのでしょうか。

ものをやりまして、この調査によりまして、第一子、第二子、第三子、あるいは年令別、あるいは男女別等で一休養育費がどれくらい差があるもののか、詳細なデータを今求めるべく調査をいたそうという企画を立てておる最中でございます。ただ、既存の資料では、昭和二十七年に児童の生計費に

○政府委員（黒木利克君） 先ほど阿鼻根委員にお答えいたしましたように、第一子を除きましては、国民年金の母子年金にできるだけ近づきたい、同一にしたいという企図からでございます。したがって、この算出の根拠

関する調査というのを厚生省でやったのですが、まあそれによりまして、一応住居とか光熱とか、そういう共通の経費がございまして、収入階層別における児童別の消費単位当たりの生計費というものを調べてみますと、だ

と申しますか、国民年金と同様でございますが、ただ、ここで問題は、一休第一子、第二子、第三子、こういうふうな差をつけたがいかにどうかという問題がございます。で、これも家族給付等で各国の事例を調べてみますと、

んだん生活費が逓減するという事例がございました。それで、とりあえずこの資料に基づきまして、まあこういう逓減をするという方式をとったわけであります。ただ、その逓減が六百元とか四、四百円というような逓減が適當かどうかどう

非常にまちまちでございまして、たとえば外国の例では、イランという国がございしますが、ここでは第三子からでございまして、第三子が最低賃金の八割、第四子が六割というふうに、これは遞減をしてゐる。同じような例が

かは、額の問題については自信がないのでございますが、まあ一応腹だめとしてこういうような数字にしたという経過でございます。

○永岡光治君　今その実態調査をしました既存の資料は、昭和二十六年のと

ユーゴスラビア等にもございます。まあこれは日本がこの制度に近いものを採用したわけであります。ところが、児童数がだんだんふえるに従いまして連増するというやり方がございまして、たとえば典型的にはソ連でござ

きので、それで共通のいろんな経費がかかるからこういうふうにしたんだ、一応実態はそれで認めたにしても、実態をそういうところで見えるならば、共通経費の実態という、そういう実態に根拠を置くならば、おそらく千八百円

も、第三子以降になりますと増額になるといふような事例、それから、一子も二子も三子も同額になるといふような事例、まあいろいろございしますが、実は、しかと資料がないのでござい

では若らしようが私はないと思うのですね。なぜもうちょっとそういう実態というものを考えないのかということをお願いしたいわけですね、ほんとうを言うならば。たとえば二人ならば千四百円、三人で千八百円ですとか、一人当た

が、そのくらいではんとうに補助をしたということになるのかどうか、今日の物価の状況からしますと。だから、同じ突進ということにあなた方が根拠を置くことを主張されるならば、生計費の実態にもうちょっと重点を置くべきじゃないか、もうちょっとというよりも、思い切った重点を置いて私は検

討していただかなければいかぬじゃないかと、こう思うわけです。私は不勉強で申しわけないんですが、国民年金法との関連で、ほかの法律からこういう金額になったのだと、こういうふうにおっしゃるのだらうと思うのです。

が、そうすると、今度は国民年金法と同じおたくのほうの所管事項になりますから、そこまで入ってこの論議をしなければならぬということになるかと思ふのであります。だから、児童の扶養手当法は、母子年金法、国民年金法

のあれになったけれどもということではなしに、一体その前の、その基本になったそのことが正しいのかどうかということを、特に私は所管の大臣としての見解をこの際明確にしていたきたいと思います。

○國務大臣(難尾弘吉君) 國民年金
で、御承知のように、老人に対する福
祉年金、それから母子福祉年金、それ
から障害者に対する福祉年金で、それ
ぞれ老人に対しては千円、障害者に対
して千五百円とかいうものを今出して

か少ないかということ、これは議論
になってくるわけでございますが、今
日までの経過から申しますと、私も率
直に申し上げまして、千円とか千五百
円という数字、これで暮らしが立つも
とを以て二つの階級に分けて、二、三

かでもこれが暮らし向きの上においてお役に立つというふうな程度のものであろうかと考えるわけでございます。

この福祉年金、あるいは今日の児童扶養手当そのものが、それによって毎日の生活が十分にやっているといたうだけのものでないことは、これは明らかであると思っております。多分、少でもこういうものによって老人が幾らかでもしあわせになる、あるいは子供さんをかかえているお母さんが、学用品の一つも買つてやる事ができるというふうな意味においてお役に立つ、また、その範囲においては喜ばれていると思つております。この金額そのものにつきましては、もちろん問題があるかと存じます。ただ、従来やつて参りましたことは、国民年金にいたしまして、いろいろ支給する事について、かなり条件があるわけであります。その条件を順次緩和して、支給の範囲を広くしようというところに今日までの私どものほうの努力がなされておるわけであります。金額の問題につきましては、これが必ずしも未来永劫に固定するものではない、かようにも思いますが、今までの考えでは、支給の条件を広げ、対象の範囲を広げていくというほうに、どちらかと申しますれば、力を入れて参つておるのが現状でございます。金額そのものにつきましては、将来ともに、なお私どもも思っております。

○永岡光治君 まあ大臣の考え方はわかりました。それを私たちは認めるわけに参りませんけれども、考え方として、少しでも足しになればという気持ちでやっているのだという、こういう大

ざっぱに言えばそういう御説明ですが、それで、これも不勉強でたいへん申しわけないわけですが、変遷ですね、金額の変遷は最近どういうふうになっているのですか。国民年金がもとになつていふんじやないですか。たとえば今やっている改正は、この四月からやるという事になるわけですが、今日の規定の改正はいつなつたのか、それとも、もう改正はなつていないで、現状のままにずっときたのですか。

○政府委員(黒木利克君) 先ほど申しましたように、児童扶養手当法は本年一月一日から施行になつていふわけであります。この施行の当時の金額が、児童一人の場合が六百円であつたのであります。今度御審議を願ひましてこの法案が成立をいたしましたならば、これが千円になり、それから第二子の場合には、二百円であつたものが四百円にふえるというふうなことで、始めたばかりでございます。この法案の成立によりまして、こういうふうな今回の改正がなされるというふうなことでございます。

○永岡光治君 これは大臣のほうにお願いしたいわけですが、私の前に阿具根委員からも触れられておりましたけれども、十三万円から十五万円に引き上げたという事は、引き上げないよりはましなんですけれども、この十三万円というその考え方、そしてまた十五万円にしていったわけですが、たとえば近い将来、こういうふうにしたのだから、そういう何かお考えでもあれば……ただ、いや、その場になつてみなければわからぬという程度のものなのか、それとも、何か一つの展望を

お持ちになつて、それに向かつて努力していかうとされているのか、この金額の点について、あるいはその内容について、何かあればひとつお聞かせ願ひたいと思つております。

○国務大臣(難波弘吉君) 十三万円とか、あるいは十五万円という数字をとりましたのは、これは先ほどもお答え申し上げたと存じますが、税制に關係を實はいたして、それを基準にしてやりましたようなわけでございます。それから、金額につきましては、実は国民年金にいたしまして、まだ施行早

早でもございまして、児童扶養手当はことしの一月から実施したばかりでありますけれども、引き上げた、こういうふうなことを考へておる次第でございます。決してこれでもって今後ともやつていこうというつもりではございせんけれども、ただいまお答えを申し上げることは、そういう問題につきましては、なおひとつ今後とも續けて検討させていただきたい、こういう程度にとどめさせていただきたいと思つております。

○阿具根登君 ちょっと関連して質問しておきますが、母一人、子三人の場合、生活保護をまるまる受けておる人は一体どのくらいの収入になるのか、これは地域にもよりますが、それから十五万円以下の収入の場合、これだけば大体一万三千円ぐらいになりますね。そうすると、一切がつかいを含めると、月額どのくらいになるか、それをちょっとお知らせ下さい。

○政府委員(黒木利克君) 子供の年令の別がわかりませんので……

○阿具根登君 これが適用されるもの

○政府委員(黒木利克君) 義務教育終了前のものを対象にいたしておりますので、第一子が八百円、第二子が六百円、第三子が四百円でございます。それから、月千八百円になるわけでございます。生活保護費のほうはちょっと今資料がございせんが計算を後刻いたしまして御答弁申し上げます。

○阿具根登君 生活保護費はない……

○政府委員(黒木利克君) 実は今手元に保護基準の表を持っておりませんので、簡単に計算できないのでござい

○阿具根登君 いいです。

○委員(高野一夫君) ほかに御発言ありませんか。御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度で終了したいと思います。御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(高野一夫君) 速記を始めて。

○委員長(高野一夫君) 次に、国民年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府委員から細部説明を願ひます。

○政府委員(小山進次郎君) お手元に差し上げました「国民年金法改正予定内容対比表」によつて細部の説明を申し上げます。

提出年金については、今回の改正点は、保険料の免除を受けた場合に、国庫負担をするという点を基本にした改正でございます。この問題は、前国

会におきまして、当委員会でも御決議がございまして、保険料の免除を受けた場合に、福祉年金だけを出すという仕組みを改めて、このものにも提出年金が出るようにする、全期間の免除を受けるというふうな場合でも提出の年金が受けられるようにすべきである、こういう御決議があつたわけでありました。そのためには、保険料の免除を受けて保険料を納めない場合でも、国が保険料の納付をしたものに相当する程度の国庫負担をするということが必要になるわけでございまして、それを今回やる、こういうことにいたしましたわけでありました。やり方といたしましては、前年度において免除を受けたものの納めるべきであつた保険料の半分、これはまあ納めた人の国庫負担の場合もそうでありますが、それを次の年度に国の予算に計上して処置をしていく、こういうことに相なつたわけであります。それで、さしあたり昭和三十六年におきましては、保険料の免除を受けましたものがおよそ百三十万程度と見込まれましたので、これは年間平均してのことでございまして、これに對應する所要額は九億五千五百二十万円を計上した、こういうことでござい

ます。保険料の免除を受けましたものの数は、年間を平均いたしますと百三十万でございますが、これはその後逐次ふえております。現在では百六十五万程度になつております。おそろく今後ともふえて参ると思ひます。この点については、すでに衆議院のいろいろな御質疑の際におきまして、政府側から態度を明瞭に示しておるのございまして、これは一定の基準をきめてやつておりますので、その基

礎

準に合致する限りにおいては、人数がふえることは当然あり得る。むしろ見込みとして私ももう少しふえると思ひます。そういう予想で事に当たつていく、こういう考えでございます。そうして実際に免除を受けたものに相当するだけのものは、次年度で予算を計上する。これは法律上義務費でございますので、あらかじめ予算をきめておいて、この予算に合うように免除を押さえつけるというようなことは一切ないという内容になっております。これが基本でございます。この保険料の免除について国庫負担をすることになりました結果、2以下にあげておりましたようないろいろの積極的な施策が行なえることになったのであります。一つは老齢年金の受給資格期間が緩和されることになったのであります。現在の制度では、保険料の免除を受けた人の場合は、少なくとも十年以上の納付がないと老齢年金の支給が受けられない、こういうことになっておつたのであります。今回免除に国庫負担がつくことになりました関係上、もはやそういう制限は省きまして、とにかく保険料を納付した期間か、あるいは納付した期間と免除を受けた期間の合計の期間か、あるいは免除の期間だけ、これが二十五年以上になりさえするならば老齢年金が受けられる、こういうことにしたのであります。したがって、先ほど申し上げましたように、全期間免除を受けるというような、これは実際上そういうことはほとんどないと思ひますが、そういう場合でも受けられる、こういうことになったわけでありす。

それから第二は、老齢年金の額の引き上げがこれによって行なわれることになったのであります。保険料の免除を受けました場合でも、それに一定の国庫負担がつけられて参りますので、今までは免除期間は、受給資格期間の面においては、ある程度積極的なプラスの作用をすることになっておつたのであります。年金額をきめる上においては、これはいわばゼロとして計算しておるのを、今回この措置によって一年について三百五十円という基礎で計算をすることになったのであります。この三百五十円というのは、保険料を納付した期間に應じてきめられていた金額の三分の一でございます。これは先ほど申し上げましたように、国庫負担は、保険料の納付をした場合に、その半分だけつくというふうになりますので、それに対応する金額はつまり三分の一ということになるわけでございます。この点について、もっと上げられないかという御意見と、また、別に決まらぬという意見では、もう少し低目にしたらという意見と、一応意見としてはあつたのであります。が、現在のように、いずれの人からも同じ額の保険料を納めるという仕組みをとっております以上、この点はやはり三分の一という線ははずすわけにはいかぬ。これよりも少なくするということは、理屈が通らないだけでなく、これは問題にならぬ。同様に、多くすることも、やはり理屈の上からいって不可能だと、こういうことで、正確に三分の一ということにしたのでございます。

それから三番目に、ちょっとそのところがプリントが悪うございまして、障害、母子、準母子、遺児年金の改正というのが表題でございまして、老齢年金の改正に伴い、受給資格要件及び年金額を調整するというものがその説明でございす。ただいま申し上げましたように、老齢年金の受給資格要件が改正されたのに対応いたしまして、障害、母子、準母子、遺児年金というように、短い期間で年金が受けられるものも積極的に改正をしたいというところで改正したのであります。現行の制度では、三年間の資格期間のうちで、半分だけ免除を受けておればよろしい、あと半分納付、こういう要件でありましたのを、この際、三年間については全部免除されてよろしい、こういうことにすると同時に、年金額については、このような短期の、しかも、社会保障性の特に強い年金につきましては、納付した場合と同じにするという改正措置をしたのであります。したがって、三年間免除を受けた人が、不幸にして事故にあつた場合は、納付したと同じように、障害年金でありましたら一級二千五百円というものが受けられるというような改正にしようというのであります。

それから(4)、(5)は、以上の措置に对应いたしました必要のなくなったもの、あるいは当然手直しをすべきものを手直しをするというような趣旨のものでございます。それから福祉年金の改正点でございますが、第一が本人所得制限の緩和でございます。先ほど御議論になりましたように、今までは本人の所得が十三万円をこえておりましたと支給停止をしておつたのであります。これを十五万円に引き上げるといふことにしたのであります。この結果、対象人員が約二万人増加いたします。所要額が八カ月分として一億八千七百万円、こういうことになるわけでありす。なお、この十三万、十五万というのは、先ほど来御議論になったような経緯できまつたものでありまして、本来ならば、福祉年金は一応どなたにも差し上げた。しかし、全額国庫負担だといふこともあるし、また、所得のある人に差し上げるよりは、それだけの財源でより乏しい人々の受けるべきものを充実したい、こういうようなことからして、この所得制限の基準がきまつたわけでございます。

なお、今回地方税法がさらに改正されまして、この十五万というものが十八万というふうに変更されましたので、これは厚生省当局としては、当然明年からは国民年金、児童扶養手当を通じて、少なくともその程度までいくという腹がまえは持っているわけでありす。ただ、先ほどの御議論は、より積極的なことをするかどうかという点については、目下さらに厚生省内部でいろいろ可能性を検討している、こういう状態でございすので、一応のところは大体十八万円程度というものを目標としていろいろの作業を進める、こういう段取りにならうと思ひます。それから、次が母子福祉年金における加算額の引き上げでございます。これも先ほど御議論のありましたところでございますが、現在の仕組みは、子供一人、母親という場合は、基本額として一千円ということにきまつていてございす。この額については、もちろんいろいろ御議論が参りますけれども、経過を申しますと、内閣の社会保障制度審議会がこの答申をされる

ときに、当時の生活保護の基準というものを一応頭において、老齢年金については、福祉年金の額を千円というふうに出されたのであります。それに対応するものとして母子福祉年金は千円、こういうことになったのであります。ただ、そのときには、子供の数にかかわらず、千円ということになっておつたのであります。これを政府側が受けまして、幾ら何でも子供の数にかかわらず同じ額というものは、少しひど過ぎやしないかというので、全会一致の御答申ではありましたが、特

についてはきまっておりますが、きめるとした場合、実は四百円というのは、先生おっしゃったように、まことにこれは中途半端な額でありまして、むしろ沿革的に家族手当がそうなるという以外に、あまり説明のしようのない額になっていくわけでありまして、これは今、内閣の社会保障制度審議会でもいろいろ論議されておりました。将来この問題は、もう少しひとつ本格的に考え直さうじゃないか、つけるとしたならば、もう少しつけなければはつきりした意味を持たぬ、こういうようなこと、もう一つは、先ほど来御議論になっていくように、もし本格的な家族手当、児童手当というのが発達して参りますならば、これは年金制度における子供の加算額というのは、少なくともそれに吸収されてしまつてよろしいということになるわけでありまして、そういう問題を十分厚生省内部でも意識をして論議はしているわけでありまして、まだ結論を申し上げるところまで議論がこなれていない。内閣の社会保障制度審議会でも目下そういう関連を御議論願つてゐる。そういう関連を頭におきながら、現段階においてやるべきことだけやっていくというのが、国民年金制度なり、あるいは児童扶養手当制度における現在のやり方になつてゐるわけでございます。

それから、三番目が公的年金と福祉年金との併給の問題でございます。現在の制度は、公的年金を受けております人々には、原則として福祉年金は御遠慮願うという仕組みをとつております。これもいろいろ論議のある問題であります。もととも国民年金という

制度は、今まで年金の適用を受けていない人々に及ぼしたい、及ぼすべきだということからスタートした制度であるためにそういうことになつてゐるのであります。ところが、現実の問題として、受けてゐる年金の額が月千円を下るといふ、ちよつとお考えになると想像しにくいような低い額の年金受給者といふものが現実にあるのであります。そういう人々に福祉年金を全然出さぬといふのも、どうもいかに何でもお金の毒だといふので、現在はその一千円なり、あるいは障害福祉年金の場合は一十五百円と、その人々が受けてゐる千円なり、あるいは千五百円以下の年金との差額を併給する、こういう仕組みをとつてゐるのであります。それを今回さらに積極的に進めることといたしまして、月千円というのを二千円に引き上げる。もつてゐる年金が月二千円以下であるならば、もつてゐる年金と二千円との差額を福祉年金の最高額である月千円なり千五百円というものを上回ることではない、こういうふうな改正をしようというわけでありまして、その結果、現在五万二千三百人ばかりの人が併給を受けてゐるのであります。さらにこれによつて三万八千人ばかりの人が新たに受けることになつております。こういう措置が第一点であります。

それから第二点は、同じく公的年金を受けてゐる人々のうちでも、主として戦間公務といつたようなものに基いた人々に対する特例措置を考えようといふことであります。たとえば戦争中忠告で亡くなったという方々の遺族が現に公務扶助料をもらつておられま

す。この公務扶助料をもらつてゐる人々に対して、一体どういふふうにかゝるかといふことは非常に大きい問題でございまして、むしろ世間の感情からいいますならば、あれはお国のために息子が命をささげたことの代償として出ているものであつて、社会保障の趣旨から出ているそれとは別だから、これは全部よこすように、こういう感情が非常に強いのであります。しかし、どうもあの公務扶助料といふものの中に、それでは生活保障的な意味が全然ないかといふと、これはなかなかやはりそういう議論も無理があるわけでありまして、問題は、結局あの中にどの程度が生活保障的なものであり、どの程度が精神をなぐさめるという慰謝料的なものであるかといふ振り分けがむずかしいといふことであります。この点については、国民年金審議会等において各界の学識経験者と御相談申し上げまして、いろいろ論議をいたしました結果、大まかに言つて、現在の普通扶助料と公務扶助料との間における相互関係といふものを頭において振り分けを考えたほうがよろしい、こういうことになつたわけでありまして、御承知のとおり、公務扶助料は普通扶助料のほぼ三倍前後になつております。倍率は、多いのが三・五、少ないのになると二・一、二という程度になつております。階級の高いほうが少なく、階級の低いほうが倍率が高くなつておるわけでありまして、それを頭におきまして、年にして二万四千円といふものを、三倍足らずといふところに一つの線を引きまして、七万円を下る公務扶助料、その他これに準ずるものをもらつてゐる人々には、それと七万円との差額を

併給する、こういう措置をとることにしたわけでありまして、この点は数年来のいきさつがありますので、政府側におきまして、ずいぶんと入念に論議をし、社会保障制度審議会にもよく御相談申し上げたのであります。従来軍人恩給の引き上げといふことに対して非常に批判的な立場をおとりになつておりました社会保障制度審議会も、全会一致で今回の措置は常識的に見ても妥当である、むしろ今後の問題としては、今回きめた普通扶助料と公務扶助料との間における倍率を頭においてきめたこの両者の関係といふものをくずさぬといふことを将来とも考へるということが必要だといふような点を特に強調されまして、全面的にこの措置を了承されたのであります。それでどういふふうなことをやつていこうといふわけでありまして、実はこれと並行して、当国会で恩給法の改正問題を御議論願うこととなつたわけでありまして、その案によりまして、公務扶助料系統のものについて申し上げますと、これはことしの十月から引き上げるもの、半分の引き上げ、残りを三十八年の十月に引き上げる、こういうことになつたのであります。ややこまかい話になりますが、具體的な例で申しますと、一番低い公務扶助料は現在五万三千二百円でございます。これがことしの十月になりますと六万二千八百円になります。九千六百円引き上げであります。そうして来年の十月には、さらに九千六百円引き上げられて七万二千四百円になるわけでありまして、そうしますといふと、ことしの十月から引き上げられた六万二

千八百円であるならば、七万円との差額が何があつて、併給の対象になる。それから、来年の十月になると七万二千四百円になりますので、これは七万円をこえて支給停止を受ける、こういうことになるわけでありまして、そういうことになりました結果、こういうことになるわけでありまして、現在、この種の年金を受けてゐる人が約六十二万人おりますけれども、このうち、普通の所得制限、それから、ことしの十月においてすでに七万円をこえるといふような状態のために、福祉年金の併給の対象にならぬといふ人々が十八万人おりますので、残りの四十四万人のものが今回の併給の対象になるのであります。そうしてこの四十四万人のうち、二十四万人の人が、来年の十月になりますと七万円をこえますので、これは併給の対象から消えていく。残る二十万だけが将来とも併給の対象になるということになつたのであります。この二十万といふのは、一柱の公務扶助料を老夫婦がお二人で受けてゐるというふうな、実質的には非常にお金の毒な状態にある人々が将来とも併給の対象になる、こういうことになつたわけでありまして、大へんどうございしますが、やや、ややこしいので申し上げたわけでありまして、それで、今年度計上してあります予算は、こういう関係のうち、実際に支給できるものは、実は今年度はあまり多くないのであります。御承知のとおり、この軍人恩給関係の改定に要する恩給局系統の時間は非常に長くかかるのであります。向うが済んでからこちらが始まるということになりましたので、こちらの分としては、とりあえず

この六割程度のものを二十七万人と見込んで組んでおる、来年度この予算が全面的に出てくる、およそ年間三十億前後というふうになる見込みでございます。

それから四番目は、公的年金配偶者の受給制限の撤廃でございますが、これは現在御夫婦のどちらかが公的年金を受けておられますという、他方が一万二千円ではなくて、半分の六千円しか年金を受けられぬという仕組みになっております。これは御本人の公的年金についてさへも、今回のようなかなり積極的な改正をしようというときでありますので、全面的に撤廃をして、配偶者の間の、公的年金をもらっている、もらっていないという関係は一切問わないで、もっぱら本人の所得及び世帯の所得だけを問題にしてこの支給停止問題を論議する、こういうことにしたわけであります。

以上が国民年金の大要でございます。

○委員長(高野一夫君) 本案に対する質疑は次回以降に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員(高野一夫君) 御異議ないと思えます。

○委員長(高野一夫君) 速記をつけて下さい。

○委員長(高野一夫君) それでは社会保険制度に関する調査の一環として、医療類似行為の現状に関する件を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 大臣がおられないので、医務局長のほうから御答弁願いたいと思うのですが、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法に関連して質問いたします。

昭和三十三年の一月二十七日に最高裁の判決がございましたのは御承知のとおりです。その結論はどうなっておりますか、御承知ですか。

○政府委員(川上六馬君) 医療類似行為で人の健康に害を及ぼさないものについては、処罰の対象にしないということでありまして。

○阿具根登君 そうすると、御承知のようだから、くどいことは申し上げませんが、結論的に申し上げておきますが、そうすると、現在たとえば電波関係の治療をやっている人、これは人体に無害であるという人が最高裁に出ておる。そうするならば、自由に営業をやってもいいのですか。

○政府委員(川上六馬君) 御承知のように、届出をしております者は合法的にやっておるわけでありまして、けれども、その他の者につきましては、一応それが人の健康に害を及ぼさないということになりませんと、禁止処罰の対象となるわけでございます。

○阿具根登君 人の身体に損害を与えない、そういうものは職業の自由の選択によって自由にやってもよろしい、これが法の精神でしょう。憲法の精神でしよう。最高裁で判決の出た精神がさうでしょう。

○政府委員(川上六馬君) 判決の結果は、そういうものは処罰の対象にしないというところでございますが、現在の法律の第十二条で、一応医療類似行為は、医師などは別といたしまして、行なつてはならぬという建前になっておりますので、一応届け出ていない者が医療類似行為を行なうことは、一般的に禁止されております。しかし、それが、健康に害を及ぼさなければ処罰の対象にならないということになっているのであります。

○阿具根登君 処罰の対象にならないというところは、自由にやってもよろしいということでしょう。やってもだれも処罰することはできないのでしょうか。

○政府委員(川上六馬君) 健康に害がある場合は、いつ処罰を受けるかもしれないという不安がその人たちに残るわけであります。

○阿具根登君 私はそういう質問をしているのではないのです。最高裁において、これは身体に損害を与えないという結論が出ておるわけですから、そういうものに対して法で禁止する権限があるかどうか、これは法律で定める場合に、憲法に抵触する場合はその法は無効なんです。憲法で職業選択の自由と、身体に損害を与えないということでは、自由に職業をやってもよろしいということがきまつているのです、それでいふことがきまつたら自由なわけであらうか、そうだったら自由なわけであらうかというのを聞いておるわけなんです。

○政府委員(川上六馬君) 裁判で電気光線等であらうものは無害だということのようなものはきめられておらぬと思えますけれども……。

○阿具根登君 結局はあまり御承知じゃないようですから、課長さんどうですか、あなたから説明してくれらるかどうか、この局長はあまり御承知ないようだ。医事課長、あなた説明して下さい。

○説明員(會根田郁夫君) ただいま局長から御答弁申し上げたことで大体尽きるところでございますが、要するに、一般的に医療類似行為というものは禁止されているということには変わりないものでございまして、最高裁の判決は、たまたま当該事件になりますと、特定の業種について、それは必ずしも身体に積極的に害がないから処罰はできないということをいってまでであつて、一般的に医療類似行為そのものが法律で禁止されているという考え方がそのものには変わりない。たまたま特定の業種について違反事実が起きた場合に、それが具体的に健康に害があるかどうか、それがはっきりしない以上は処罰できないということだけを申し上げておると考えておるわけであります。

○阿具根登君 それが最高裁の判決によつて、無害な医療行為はだれでも業としてやることができるということにはつきりなつておるわけですよ。そうすると、まあそれは電波の問題、いろいろありまして、現在やっているものが人体に有害であるということ、全然これは判決も何もないわけなんです。無害になつておるわけですよ。そうすると、その人たちは自由にやれるわけでしょう。

○政府委員(川上六馬君) 最高裁に訴えられた電気療法は無害だということになつておるわけじゃないのであります。健康に害があるかないかを判示しないので、ただ十二条によつて禁止処罰の対象とするところは、法の趣旨に反するということでありまして。

○阿具根登君 では、局長は有害と認めておる、それを有害だと認めていいますか。

○政府委員(川上六馬君) それは調査研究に待たなければつきりしたことはわかりませんが、一がいには無害だとはいえないと思ひます。施術の方法いかんによつては、患者の病状や症状によつて有害の場合もあり得るかと思ひます。

○阿具根登君 そういう観念的な考え方ではなくて、もしもあなたがそういう概念的に有害なんだ、無害と一がいにはいえないというなら、どこまでが有害である、どういう医学的見地に立つて、科学的見地に立つてどこまでが有害であり、どこまでが無害であるということをしなかつたら、一般の病院なんかでやっているのは一体どうですか、あれは無害だからやらしているのでしょうか。病院なんか電気治療やつておるでしょう。

○政府委員(川上六馬君) それは医者が診断をいたしまして、医者の指示のもとにやっていると聞いておるわけでございます。

○阿具根登君 もちろん、それは医者の指示のもとにやっていると聞いておるわけにいかぬ。最高裁でさへも、適正な医療行為はだれでもできるということを出されておるのだから、それなら、たとえばこの前も僕は質問したのですが、デパートでも電気治療器を売っている、五千円も一万円もするといふのがありますよ。これは有害ですか、無害ですか。

○政府委員(川上六馬君) それは、ただ機械が有害であるとか無害であるというところは一がいにはいえないと思ひます。

○阿具根登君 それは、た

○政府委員(川上六馬君) それは、た

○政府委員(川上六馬君) それは、た

○政府委員(川上六馬君) それは、た

す。やはり施術の方法やその患者の症状等によりまして無害の場合もあるし、有害の場合もあると思います。

○阿具根登君　そういうのはつきりわからないやつを法で規制するというのはおかしいですね。あなた自体おかしきやないですか。それじゃデパートでなぜ売らせませんか、そういう有害か無害かわからぬようなやつを。あれはだれでも買って使っているのですよ。有害か無害かわからないなら、そんなものは許可することができない。あるいは有害かもしれないということになったら、それはやることはできない。しかし、この程度までは有害じゃないというところで売っているわけなんです。よく、そうでしょう。あなたの論法でいくな、あんまりあれ、医者の方の有害無害ということはいえない。あなた方が許可しているあんまりでさえも、あるいは有害な人があるかもしれないし、有害な人があるかもしれない。それはあなた認めますか。あんまりは一切無害だ、あるいは患者によっては、あんまりでできない人があるかもしれない。電気だつてそのとおりだと思ふ。しかし、全般的に見て、これは無害だということ。一切の業務を私は許可されたと思う。それをあなたみないに、有害か無害かわからぬから許可しないといったら、一切のやつはストップしなきゃいけない。私はそう思うが、どうですか。

○政府委員(川上六馬君)　そういう点は、確かに判然とした点があるわけでごさいますけれども、現在届け出ておる療術行為にいたしまして、それが全部無害だ断定的なものとこれが許されておるわけではないわけであり

ます。現在やつておるものの中でも、有害であることがわかれば、それを停止することになっていきます。従来療術行為については、相当調査研究をしてもらったのでありますが、何しろ何百種というほどたくさんございましてまだ体系的にまとめて、それがはつきりとういうものは許可してもよいといううような結論が出ていません。したがって、現在審議会を設けて、引き続きこの問題を検討している段階でございます。

○阿具根登君　あなたのそういううな煮え切らない態度が、今日三年から三年として、これは治療している人が生活の不安におののいているんです。あなたのそういう感覚でいくならば、またこれは三年延期になりますよ。そうすると、この人たちは生活のために全部業をやります、しろうとでもどろんどろん。そして、その人たちは、これは無害だ、この電波はどこでも使っている、あそこでも使っている、この病気にはこういうことをやっている、とみな研究していますよ。それが全部看板をかけて業務を行なった場合、あなたがこれを告訴しても、最高裁で、無害でだめになりますよ。有害と知って業をなすような人は、それは処分の対象になります。それはできません。しかし、おそろしくこういうことをやる人は、相当研究をして、これは病院でも使っているし、あるいは今日までの経験上、これは非常にいいんだという確信を持ってやつておるわけですよ。その人たちがこれが業を行なった場合、その場合にあなた方は、これは無免許だからといって告訴するでしょう。告訴したら、この最高裁の裁判の

ように、無害だから自由ですという裁判が出ると思うんですよ。そうすると、これは野放図にやつていいということになりますよ。野放図にだから私は心配して言っているわけなんです。有害か無害かわからぬから、だから許可をしないんだとか、だからどうだといううようなことをやつておられるから、それじゃこれで生計を営んでおる人はあぶなくてどうしようもない。そうすれば、最高裁の判決までおれたちはやるといふことをやってみなさい。これは憲法の保障するところで、職業の選択の自由ですよ。そうすれば、何のために法があるのか、さっぱりわからないということになってくる。だから、有害なら――電波は強弱ありましよう、どの程度をどういう治療に使えばこれは有害だとか、あるいはこれは無害だとかいふのはつきりせんことにできぬわけですよ。それをつきりさせずに、有害かもしれない、無害かもしれないというならば、すべての行為は有害でもあり、無害でもある。薬だつてそうですよ。薬だつて有害でもあり、無害でもある。あるいは飲み過ぎれば毒になるんですよ。そういう問題は、一応ちゃんとこの薬はこのくらい飲めばよろしいということとを全部検定したりしてやつておるでしょう。それならば、電気治療器をデパートなんかで売っているけれども、有害か無害かわからぬものを売っているというのはいかぬのじゃないですか。これは一応無害だろうということとで売っているんですよ。有益だということとで売っているんですよ。その場合、この前も明確な答弁がなかったが、たとえば一万円から一萬円の電気治療器

をあとで売っている。ところが、一般庶民は一萬円の電気治療器を買うというのとは、これは無理です。ちよつとした肩がこるとか、あるいは神経痛で動かないとか、あるいは骨折のあとの何で動かないとか腰痛だとかという人が、一人々々一萬円の電気治療器を買うわけにはいかぬ。それで、私たちが買おう。そうしてそういう人たちに、じゃ治療してあげましょうといつてやる場合、これは違法になりますか違法になりますか、どうですか。

○政府委員(川上六馬君)　それは今言いましたように、その療術行為が有害であるということになりますと、これは処罰を受ける。

○阿具根登君　もちろんそうですよ。有害だつたらもちろんそうですよ。無害だつたらなんばやつてもいいんですよ。

○政府委員(川上六馬君)　無害だつたら処罰の対象にならない。

○阿具根登君　ならないということとは、なんばやつてもいいということでしょう。そうでしょう。

○政府委員(川上六馬君)　今申しましたように、施術の方法や患者の病気や症状によって判断しなければなりません。

○阿具根登君　あのね、たとえば胃潰瘍で、胃潰瘍を手術せにゃいかんというやつに、それは手術せんでいいですよ、電気治療でなおりますよというのがあるいは無理かもしれせん。ところが、そうじゃない。まあ神経痛やいろいろなものがあるでしょう。マッサージやなんかいふろやつておる。あるいは指圧や電気治療をやっているでしょう。そういう売っている機械を

持ってきて私なら私がやる場合に、一万円から一萬円の資本を出しておるのだから、私が一回それでやるたびに二百円から二百円いただきますよ。本人も、いや、一万円かけてするより、一回二百円ならして下さいといつてやつた場合に、これが無害であつた場合は処罰の対象にならないから、営業としてやつていいということになりますね。あなたできぬといつても、無害だつたら最高裁だつてやつていいという判決が出ているんだ、そうでしょう。やつてもいいということですね。

○政府委員(川上六馬君)　今の法律の建前は、一般的に今まで届け出た者以外は医療類似行為をやつてはならないという建前になっております。ただ、それを訴えられたような場合におきまして、それが無害だといふような場合には、それは処罰の対象にならないというところであります。

○阿具根登君　そうすると、法はきまつてあつても、なんばやつてもいいということになりますね、処罰の対象にならないのだから。最高裁はやつてよろしいというのだから、やつても罰は受けませんというのだから。

○政府委員(川上六馬君)　最高裁は、先ほどいいたように、それが健康に害があるかどうかということとを全然判示をしないで、ただ十二条に違反したものだということとで処罰をするというのことは、法の解釈を誤つた違法であるか、理由不備の違法であるという判決をいたしておるわけでありまして、

○委員長(高野一夫君)　ちよつと速記をとめて。

○委員長(高野一夫君)　速記をつけて。

〔速記中止〕

○阿具根登君 それじゃね、今の問題はそういうことではないけれども、これは将来の問題で、今やっているのは現在の問題です。今実際それで職業をやっている人の生活権の問題なんですよ。だから、そういうふうに厚生省がいまいであるならば、最高裁の無害であるならばということ、みんな無害を信じている。今日までやってきて害があったことはない。害があったら罰金取らにいかぬ。害がない。だから自分はそれを信じてこれを行った場合は、これは処罰する方法はないわけですよ、あります。ないでしよう。ないと、それは既成事実となってくるわけです。これでよろしいということで、自分は電気治療なら電気治療を始めた。そうすると厚生省は、これは法律で定めてないからだめですよと告発しますよ、どうぞ告発して下さい、告訴した場合に、この判例によって無罪になってくる。そうすると勝手にやっていいわけだ、どんどん、だれでも。処罰の方法がないのだから、憲法に違反してないのだから、処罰の方法がないわけですよ。そうすると、これは収拾つかぬようになると僕は思うのですよ。大体電気治療なんという、こういうことをやったのは、実際もう技術も何も持たない、研究も何もしていない人が、私が言うように、ちょっとした機械を買ってきて、私は電気治療師だといって、どこでもこでも治療して回るといことがたくさん多くなってきたからこれを規制したわけですよ。実際憲法論議からいうならば規制できないわけですよ。だから、ここでやはり今日問題になっているこの医療法を考えなければいかぬ、

こういうことになってくるわけですよ。そうすると、業者のほうも、そういう無制限にやることは、これはだめだ、相当の国家の認定も受けて、そうしてやらねばならない、そうしなければそうなるというわけなんです。ところが、皆さんのほうは、一切がっさいだめだというような思想があるからこうなっているわけですよ。だから、その点についてどうお考えになるか。あなた方がだめだとおっしゃるなら、それなら懲罰を受けぬのだからやりますよ、全部、私もやりなさいといひますよ。これは無害だから。そのかわり、人間が死んだり悪くなったりするような電気は、それは使わないでしよう。そんなことはできないですよ。しかし、からだに無害だ、これは治療に役立つというものをやるようになってくれば、これは処罰の方法がないのです。だから、これをやるならこれをやるようにもう少く考えて、そうして認可制度なら認可制度をとっていかぬわけですよ。ところが、あんまでも指圧でも指技でも一緒になってくるわけですよ。あんま免状とらぬなら指圧やっちゃだめだなんというのが今の法律なんです。それがその後になって三年延び三年延び、今日までできているわけですよ。そこに私は考え方の間違いがあると思うのです。実際、局長、あんまというのはどういふところからきているか知っていますか。あんまというのは日本古来のもので、そうして目の見えないう人の特定のこれは職業なんです。今の考え方でいくならば、これは社会保障ですよ。本来ならば、目の見えない人には国が生活を全部みてや

るべきなんです。それをみてやれない。また、目は見えなくても、あとのからだは全然健康な人ならば、それに合わせた仕事を与えるというのがあたりまえなんです。それがかえって愛情なんです。だから、日本の昔からのあんまというのは、目の見えないう人の特定職業になっていた。これを医療類似行為だということ、職業だという認定のもとに、職業の自由の選択で、今度は目の見える人が出てきた、そうして今度は同じ目の見える人ならば、男よりも女のほうがいいということになって、今度は女のあんまの、ただもむのでは少ないから、もう少し先に進みましょうかというところで、パンマなどという言葉も出てきたわけですよ。わかりますか。だから、本来からいふなら、あんまというのは、目の見えないう人に、社会保障的に特に保障された職業であるという考え方でしかるべきだ。そうしなければ、あなただっけ旅へ行ったら、宿屋でもどこでもあんまをとるときに、目の見えるあんまと言ったら、目の見えるどっちですかと言ったら、目の見えるあんまさんのほうがいいでしょう。こういうことを言うと、あんまの人たちに反対されるけれども、反対しているのは目の見えるあんまが反対している。めくらさんの先生方が反対している。めくらさんをほんとうに守るならば、それは宿屋でも何でも、これは目の見えないうあんまさんでなければいけない、これは社会保障の一環だということになってくる。たとえば指圧なら指圧でもやるでしょう。指圧なんというのは一家かまえて、出かせぎではない、自分の家で治療するのですよ。こうして

くればきちっと業界が分かれてくるわけなんです。それをあなた方が、どういう圧力か知らぬけれども、あんまも指圧も電気も何も、みそくそ一緒にしてしまふからこういうことになってくるのです。一体あんまをどうして守るつもりですか、めくらのあんまさん。めくらさんのあんまさんではないですよ。めくらのあんまをどうして守るのですか。局長にひとつお伺いしておこう。

○政府委員(川上六馬君) 本委員会におきましては、盲人あんまに職域を優先させるように考えるべきだという附帯決議をいただいたわけでありまして、その後、法制局なども打ち合わせをしておるわけですが、やはり衛生法規で、特に暗眼者に優先して盲人の職域を守るといふことはなかなかむずかしいように思います。したがって、盲人についてはその福祉の面で別に考えていくというところのほうが適当であるという意見が有力です。この問題について、かねてからいろいろ御意見を承っておるわけですが、暗眼者のあんまの養成所はふやさない方針であります。それから身体障害者雇用促進法の趣旨に沿って盲人の職域をなるべく拡充して参りたいというのと、それから無免許あんまの取り締まりを強化して参りたいと存じます。なお、最近あんまはり、きゅうなどの中央審議会におきまして、この盲人の職域優先問題を取り上げて検討してもらっておるわけでありまして、

○阿具根登君 だから、この法律が三三年たとうとしてから私は言っておるわけなんです。あのときの附帯決議にもあるように、早急にこれはきめなさいということをおっしゃるわけなんです。何回の附帯決議もそうなんです。それで、あなたがそういうふうにならぬ切らぬからこれはちつともきまらないわけなんです。私の言っているのは極端な極端、あるいは少し過ぎているなら過ぎていくということ、あなたの方の考え方をさねばいかぬと思うんです。そうしなければ、あんまの方々が誤解している。私が旅に出て、めくらのあんまさんと呼んだときに、私に説明するのは、全部そうしてくれというんです。しかも、そのあんまさんたちが、あんまをとるのにも一つのボス組合ができて、そうしてそのあんまさんが正しく目の見えないう人がかせいだやつを、何割かびんはねをして、全部、そういうことになってやっていると。めくらを使うところには、だれかボスがちゃんとできていて、その人たちはまた宿屋なり何なりにいろいろな工作をして、自分のところにくるやうに工作する、それは商売だからやむを得ぬけれども、指圧でも、あんまでもなければできぬというところ、あなた方がきめたら、今度は指圧の人たちも目の見えないう人も皆入っていかぬ。めくらのあんまさんは、自分の職場を取られることを知らずに反対だ、反対だといっているんです。あなたの方の法律をあなた方がどんどんPRをやつて、これが正しい正しいというから、私はそうじゃなくて、あんまというのには、本来もう目の見えないう人による方に優先的にこれは認めてきた職業であるから、これは目の見えないう人に独占的にやるべきだと私は思うんです。そうして今度指圧なら指圧といふものは、はつきり指圧あるいはカイ

ロブラクテイクですか、こういうようなものは、やはりそれぞれの検定を受けて、試験を受けてこれはやらせる。そうしなければ何もかも一緒になるので、めくらさんの職場というものはなくなってしまう。それを何か混同されている。だから、これは今のままでいい。また三年延びますよ。それでは法の権威も何もあったものじゃない。それなら私の言うように、勝手にやりますよ。いわんや処罰する方法がないでしょう。電気でさえもそのとおりでしょう。あんまの免許さえとれば、あんまは一つも知らぬでも、指圧を知っておたらこれはできるわけですよ。あんまの免許をとって実は指圧だといったところで、その看板は掲げていいんですよ。こんなバカな法律はない、こんなことはあり得ぬですよ。だから、指圧は指圧としての治療方法は別個なんです。それはそれで認める、あんまはあんまで認めていく。あんまの中でも、目の見えな方を最優先的にしていく、そうしなければ、あんまというただ名称だけで、全然違う人もどんどん入れぬように間口を広げてしまったのが厚生省のこの法律なんです。だから、めくらさんのあんまさんはどんな職場からのかされてしまっている。どうですか、改正する意思がありますか。

○政府委員(川上六馬君) 御承知のように、指圧は三十年でございしたか、一応あんまの中に、同じような種類の施術だという理由で含められたわけがあります。先ほど申しましたように、各種の医療行為を将来どうするかということにつきましては、今ちょうど中央審議会に取り上げて検討してもらっ

ているわけです。従来三年、三年と、こう延びてきたことは、これは私もまことに申しわけないと思っております。指圧やマッサージの取り扱いについても取り上げて検討してもらっていますので、なるべく早く結論を出してもらいたいと思っております。再び三年延びるようなことのないように、極力努力いたします。

○阿具根登君 それは三年延ばさぬというなら、今度また延ばしてもらったらいへんですよ。それは、私が言うように、もう法律なんかみんな信用しませぬよ。勝手に自分でやりますよ。自分で治療をやりますよ。そうしたら治療してもらう人は自由に行きますよ。衆議院のほうは知りませんけれども、参議院の会館でも、あれは指圧ですよ。あんまじゃないですよ。衆議院のほうでも指圧ですよ。あんまじゃないですよ。なぜそれはあんまという名前をつけないかぬのですか。あなはやつてもらったことがありませんか。僕はやつてもらっておりますよ、しょっちゅう。あれは指圧ですよ。あれはあんまじゃないですよ。そういうことを議会の足元で、議員会館でやっておる。そこでやつておるのを、なぜあんまという名をつけないかぬならぬか。あんまだったら、なぜめくらさんのあんまを連れてこぬのですか。めくらさんのあんまさんが一番いい、両方の国会で。どういう圧力がかかっておるのか知らぬけれども、白を黒のようにしむけるからいつまでも法律は守れないのです。だから、あなたの方で、厚生省としてはこういう考え方を持っておるが、一体どうだろう、あるいはこれはいつまでにきめなければならぬのだからどうだろうというのを諮問しなければ——これは諮問しておりますから、諮問しておりますからということじゃ困るのですよ。もう旧地主なんか、今度問題になっておるうちに、諮問も出ぬうちに補償金を二十万円も払うとか何とかということが出てきておるでしょう。生活にいよいよ脅威を与えられて、もうここまで何とかしてもらえらるうと思っただけでも、できなかったからわしらは勝手にやりますよという事になったら、これは規制する措置はないのですよ。あなたが医務局長で何ばやかしうて、も、ちっともたえやしませんよ。勝手にやりますよ。人間ちっとも無害ですよ。あんまの名さえ出せば指圧でも何でもやっついていいということで、無害だから許しておるのです。最高裁で処罰する方法はないですよ。だから業者がそういう無制限にならないように、指圧なら指圧、指技なら指技、カイロプラクテイクはカイロプラクテイクを含めて、指技なら指技でこれで一本だ、あんまはあんまで一本だ、電気は電気だということでは筋を通して、これにはどういう規格がありますよ、どういう試験がありますというふうなことをせぬから業者は不安です。不安であるから勝手に自由行動をとるということになるのですよ。厚生省の話をよってきまるのです。これははっきりしておるのですよ。厚生省があくまであんまとは何れ一緒だ、指圧は一緒だということになれば、それならあんまという名をつけぬでも、指圧という名をつけてもいいでしょう。ひっくり返せば指圧だという名をつけても、指圧の免許をとってあんまをやつてよろしいというところで、これはちっともおかしい。こういうことができるのです。だから、そんなことで法律を無理やりに通すとか、あるいは守らせるとかいっても、ついてこぬのです。無理だったら必ずついてこぬのです。だから、はっきりこれをまあ今国会中にでもあなたの方の考えのあるところをひとつ発表してもらいたいと思うのです。そうしなければ、私は逆に、どうせこれは無理な法律だから、これは憲法違反だから自由におやりなさい、法律を作ったわれわれの口からそう言わざるを得なくなってくる。そうしなければ、この人たちが、私たちはやりまうと言った場合に、やることのできぬというところをどういうことで言えますか。どう考えますか。まだ幾つもありますけれども、きょうはやめますが……

○委員長(高野一夫君) 本質問に対しては、なお厚生省のほうで十分考えを練っておいていただいて、同時に、先ほど私から要求しました裁判の上告要旨、それから決議要旨、それをひとつがり版に刷って御提出を願いたいと思います。本件に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

○委員長(高野一夫君) 次に、社会保険制度に関する調査の一環として、引揚医師特例受験資格に関する件を議題にいたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

ます。

○鹿島俊雄君 引揚医師の受験資格に關しまして、前国会において時限法で一時的延長したのでありますが、その後どのような状況になっておるか、まず医務局長から答え願いたいと思ひます。

○政府委員(川上六馬君) 御承知のように、いわゆる引揚医師につきましては、医師の免許や試験につきまして特例を設けていまして、特例試験は二十二年から三十五年まで毎年これをこなしております。それから、また選衡のほうも、やはり二十一年から三十五年まで毎年行なつておるわけでありまして、現在それらの試験や選衡を経まして合格しておる者は、医師が千八百九名、歯科医師が八百九十五名になっております。一昨年の三十五年度は、厚生省としては最後の特例試験と考へまして、講習会などを後援しまして、特に便宜をはかつたわけでありまして、そのためもありましたか、三十五年の秋の試験では、従来になくたくさん合格者を出しまして、医師は六十六名であり、歯科医師は八名受けた中で三名合格しております。その後国会の御要望で、三十七年の終わりにまで一回特例試験を行なうことにいたしましたのでありますが、受験希望者は、現在八十一名であると聞いています。

○鹿島俊雄君 今まで医務局がとられた措置は、適正に行なわれたと思ひます。しかし、たいまの報告によりまして、八十一名のいまだに開業資格を取得するに至らない者がおる。これは一応社会的な問題だと思つたのでございしますが、これを何とかして処置を――

処置と申しますと語弊がありますが、何とか特別の措置を講じて、開業に至るようなことになってやれないものか。これにつきまして率直に局長から答弁願いたいと思います。

○政府委員(川上六馬君) 今度の受験者の多くは、従来の試験で不合格になった人で、成績の悪い者が大部分でありますので、われわれとしてはうんと勉強してもらって、最後の試験ですから、なるべく多数及第してもらいたいと考えておるわけでございます。

○鹿島俊雄君 これらの引揚医師の立場は、かつては外地で開業試験に合格もし、医療に従事した人々であるのでありますから、したがって、単にいわゆる開業試験を行なって資格を付与するということではなくて特別の取り扱いとして、選衡の線で何とかできないものかということですね。これについては医療行政上いろいろ御都合があると思うのでありますが、この際、何とか選衡という線を生かしてこの八十一名の措置を講ぜられたらどうかという点を重ねてお伺いしておきたい。

○政府委員(川上六馬君) 選衡の条件に該当する者につきましては、むしろ選衡いたしますが、何か特別の取り計らいで全員救済してもらいたいという希望もあるようでございますけれども、何しろ人命を救う大事な職業でありますから、試験なしに、あるいはその試験にかわるような選衡なしにこれを医師にするということは、どういっていいことだと考えます。今度最後の試験でありますから私もとしまして、できるだけあなたにかい気持でお世話を申し上げたいとは思っております。

○鹿島俊雄君 ただいまの局長の御答弁もごもっともだと思います。そこで、選衡の手段、方法としては、従来のような形で選衡するのじゃなくて、適当な講習を行なうとか、またはインターンの特別の期間を考へるとかして、あたたかい措置を講じてあげたらどうか、かように思うのであります。この点何か考へる余地があるかどうか、もう一度お伺いいたします。

○政府委員(川上六馬君) 従来経験年数を選衡の条件の一つにしているわけでありましたが、ただ、講習会の期間、あるいはインターンのような実習期間を経験年数に勘定するということは、それはなかなかむずかしい問題でございます。外国の医師の免許を持ててその上、外地で経験年数が何年あるかというのを条件にいたしてあります。また医師の免許も持たない、学力のほどがわからない者、そういう講習会を何カ月受けたからとか、インターンのような修練をやったからといって、それで選衡の対象にするというふうなことはなかなかむずかしいと思います。

○鹿島俊雄君 そうすると、結論として、現状八十一名の引揚医師は、現在特例によって受験資格の期間を延ばしてあります。それで以降においては何か措置は講ぜられないということになると思うのですが、そういうことではないのか、ただいまの御答弁の中で、あたたかい気持で措置をしたいという御答弁をされましたが、その点もう一度承っておきたい。

○政府委員(川上六馬君) 厚生省といましては、三十五年でもう最後、打ち切るという方針でやったのであり

まするけれども、国会のほうで、もう一年試験を延長せよという御意見がございましたので、もう一度延長することにいたしましたわけでございまして、これが私のほうとしても、もう最後の最後だというふうにご考へておるわけでございます。先ほどあたたかい気持と申しましたのは、この最後の試験のときに、勉強なんかにつきまして、できるだけあたたかい気持でお世話を申し上げよう、こういうふうにご考へておるのでございます。これ以上延ばすという考へは全くございません。

○阿具根登君 現在八十一名残っているとおっしゃるが、合格されていらつしゃる方は何名ですか、試験を受けて。

○政府委員(川上六馬君) 先ほどちょっと申ししたのでございますが、合格した者は今の特例試験、選衡予備試験なんか全部入れまして、医師は千八百九十九名、それから歯科医師は八百九十五名でございます。

○阿具根登君 そうすると、八十一名というのは、医師、歯科医師入れてでございますか。

○政府委員(川上六馬君) さようでございまして。

○阿具根登君 この問題については、私もさういふ緩和な措置をとってもらいたいというところで延期もしてもらって、試験にも手かげんしてもらっているわけなんです。そうすると、二千名近くの人から八十一名残っているとこのわけなんです。私は八十一名の人を無条件に医師にするというとは反対で、率直のところ、鹿島さんとは意見が違ふかもしれないが、それは人命を救うかという場合は、先ほど言っ

ているように、医師というものは何ものにもかえがたい人なんです。人の命を救う人なんです。だからといって、長い間経験のある人ならば、試験に通らなくても、技術者あるいはその他では相当な技術者もおられるだろう。そういう人たちはあたたかい私は処置をとってもらいたいと思うけれども、外国でちよつと医師をやったこと

があるとか何とかいって、二千名の中から八十一名という、その中のまた何名かという人は、おそらく試験しても、経験もないというような人が私はおるのじゃないかと思う、非常に少ないが。いわゆる現在の医学から見た、これは鹿島先生もお医者さんのグループですが、そういうお考えかどうか、これはなかなか私は微妙な問題があると思うのです。だから、やはり医者としての資格を与えて下さるならば、今のまま教育されているけれども、特定のまだ教育をするとか、あるいは医者ではなしに、何かそれに類似した仕事を世話してやるとか、あるいは教育をするとか、今すべて合理化されている、みなさうでしょう、そうしなければやっつけいけないのですよ。自分はやったおつたからみな医者にせよという理論は私は通らないと思う。それで患者がかわいそうだと思うのです。だから、今その人が、それだからといってほかに職業のない人であるならば、それに類似した仕事を十分ひとつお世話してやるのか、あるいはこの人は経験が豊富だからというような人は、筆記試験はどうであつても、この人は通してやるのか、とにかく良心的に、お医者さんとして国民の生命を救うか、この人は大丈夫ですと

いうところまでの世話をしてもらいたい。無条件で全部医者にしてもらいたいというのは私は反対なんです。

○鹿島俊雄君 今、阿具根委員のおっしゃることはごもっともであつても、もちろん私も、事、人命を救うか聖職のことでありますから、その資格取得については慎重でなければならぬと思つております。ただ、この引揚医師の場合、御承知のとおり、かつて外地で試験に合格をした人々であるというところが前提であつて、医療の助手とか、あるいは関係業務に従事しておつた者を特例によつて医師にするわけではないのであります。したがって、そういう条件がある関係で、この際、講習その他で開業資格を取得せしめることが可能であるならば、格別な配慮の上、救つてあげたらどうか、かように考へるのです。しかしながら、あくまでも能力がはなだ欠けるところがあると思われような者を医師にするということについては反対であります。したがって、前述のとおり、かつて外地で医師であつた、歯科医師であつたという前提に立った上の私の意見であります。厚生省において格別の措置がとれないかどうか、医務局長の見解によれば、すでに措置は極限にいつているのであつて、かつ、今の御発言のように、数多くの中で八十一名だけが残つたのだといった現象から見ると御議論はごもっともとは思いますが。

○委員(高野一夫君) 私からちよつと申し上げたいと思うのですが、学力、技能が日本の医師たるべく適しない者を無理に支持するというわけには、もうどうもここまで来たらいかにと思つたので、先ほど来両委員からお話

があつたとおりに、労働省その他と相談をされて、できるような仕事のほうに転職するあつせんはひとつしていただいた、世話をしあける、そうして食っていく道を何らかの形で作っていただく、厚生省はそういう努力をひとつ試験に合格されなかつた人たちにしてみたい、これを私は希望しておきます。そして、もしもそういうような世話をした結果があるならば、その結果を出してみたい。

○勝保君 どうも委員長が結論を出してしまつたから、これはもう委員長の発言はまゝだと思ふし、委員長が自分で意見を出されたから、私はそれに対して反対しやいかぬし、大体において私は賛成だから、そのことだけを私も申し上げると同時に、この法律は、実は私は非常に責任があるのでございます。私が衛生局長か何かやつていたときに作つた法律なのでございまして、満州、台湾、あちらの方面で開業しておつた方々が引き揚げを命ぜられてこちらに来にならぬ。ところが、向こうでは医者あるいは歯科医師や薬剤師の資格を持っておつたけれども、こちらに来たら資格がない人だから、一応何とかこれは強制的な引き揚げの人たちに対する措置としてこれを講じなくちゃならぬのじゃなからうかといふので、私はGHQのほうに行つてその話をし、そうしてこれはやつたわけなのでございまして、その当時、医師会あたりから非常に感謝を私にされたのでございしますが、しかし、今残っている八十一名の方々は、ずいぶんお年寄りの方であり、また、勉強する意欲ももう実際はないので、まあ試験もなしでとにかく何とかやつてく

れないかといふような意向が非常に多いので、これは同情すべきであるけれども、しかし、やはり阿貝根さんの言われたように、どうしても大切な医者様の仕事でございしますから、ただ単にあわれみだけで何とかしようといふようなことは、日本の国民医療のためにも、これは許すべからざることにならうかと私は思ふので、今委員長の言われたように、それに類似の方面にひとつ労働省あたりとお骨折りを厚生省はなさつたらどうか、私はそういう工合に思つておりますので、だから阿貝根さんと委員長の意見に私は全く同感でありまして、ただ、いろいろ極端なことになるといふと、さっきの類似行為の問題もございしますが、学校を卒業してインターンをやつて、国家試験を何回も受けておつちる。五回ばかりやつてもおつちる、こういうやつに何で免状をくれないのか。何ら資格のない——何というか、ただ向こうのほうの外で、拓殖地においてお医者様が必死されてしまつて、もうしょうがないからといふので、あなたも満州にいらしたから御承知だろうけれども、そのときに多少の医療のあれがあるからといふので、そこで臨時に骨を折つて、いくさが終わつてこちらへいらした。そのときに大ぜい帰つてこられたものだから、このときには仕方なしに、そういう人に何とか方法を講じなければならぬといふわけであつたけれども、今のうちに、残つた人にまで何とかしなければならぬといふならば、りっぱな学校を卒業してインターンをやつて、試験を三回もおつちる、おやじに對して工合が悪いじゃないかといふようなやつに何で免

状をくれないのか、私はそういう問題が起きてくると思ふ。だから、理屈はとにかくとして、結論においてはこの辺で厚生省もずいぶん考えたのじゃなからうか。あとは労働省とひとつ手を携えていろいろな方面にやつてもらつたらどうか。あるいは保健所のほうなり、保健の事務の問題なんかもございまして、八十一名くらいの方々はどこかでさばけるのじゃなからうかと、私はそう思ふのです。どうしてもお医者様という看板をかけてやらなくちゃならぬといふのはどうか。また、そのくらのいのお年になつていの方は、一日に患者を二十名もみたら、腰が曲がつてしまつて困つてしまふような人が大部分ではないかと私は思ふ。とにかくそれだけのことを御参考までに申し上げます。

○委員長(高野一夫君) 別に御発言ありませんか。
○鹿島俊雄君 両委員の御発言もよくわかります。また、委員長からお取りなしの御発言もありましたので、多くは申し上げませんが、最後に、先ほど申しましたとおり、これらの引揚医師は、かつて外地で医師の資格を持っておつたという一つの前提に立っている。その点を何とか生かしてあげたらどうかといふことです。しかし、厚生省の格別の配慮にもかかわらず、今日まで試験に合格しないという現実には承認せざるを得ません。ここに残された八十一名の人々は適格者であるとは言ひ切れませんが、かつての立場を考慮の上、最後の試験においては、医務局長も格別なあなたたい気持をかけるという含みのある御発言でありますので、そういうことでひとつ最終の措置を講じてやつていただきたい。また、両委員の御発言のごとく、合格に至らなかつた人々に対しての措置等は、格別なあなたたい気持を持ってやつていただきたいと希望するものであります。

以上希望を申し上げて私の質問を打ち切ります。
○委員長(高野一夫君) 本件に関する今日の質疑は、これをもって終了したいと思ひます。御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。以上をもって今日の審議は終了いたしました。次回は、明後日午前十時から開会いたします。本日はこれをもって散会いたします。

午後一時八分散会

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、労働者災害補償保険法等の一部改正に関する請願(第二三四八号)
- 一、結核患者の療養条件改善等に関する請願(第二三五四号)
- 一、引揚医師特例受験資格に関する請願(第二三五五号)(第二三五八号)(第二三八七号)
- 一、離島の無医村対策等に関する請願(第二三五六号)(第二三五七号)(第二三八八号)

第二三四八号 昭和三十七年三月十六日受理

労働者災害補償保険法等の一部改正に関する請願

請願者 岡山県和気郡備前町木谷 杉本鉄広外四十九名

紹介議員 近藤 鶴代君

労働者の災害補償を強化拡充するため、(一)休業補償及び長期給付を平均賃金の百パーセント支給すること、(二)賃金スライドは現行二十パーセントを十パーセントに実施すること、(三)障害年金と傷病給付は完全併給にすること、(四)第一種療養者の医療費を無料にすること、(五)じん肺患者の私病に對して医療費を無料にすること、(六)管理区分変更者には厚生資金として一時金を支給すること、

(七)長期療養開始後六年間は解雇しないこと、(八)改正法律以前の第四症度の者及び事業主のない管理区分四の者に法の適用を受けさせること、(九)じん肺患者の特殊性を考慮し身体障害者としての取扱いを具体化すること、(十)家族の生活安定をはかるため必要に応じて低利資金貸付の制度を設けること、(十一)遺族給付は療養期間の長短にかかわらず同一額とし、これを年金制とすること等、労働者災害補償保険法等の一部を改正し、なかんずく、(一)から(四)までは必ず本国会において制定施行せられたいとの請願。

第二三三九号 昭和三十七年三月十六日受理

労働者災害補償保険法等の一部改正に関する請願(二通)

請願者 岡山県和気郡備前町浦伊部 岸本和一外八十八名

一名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二三四八号と同じである。

第二三三三三号 昭和三十七年三月十六日受理

労働者災害補償保険法等の一部改正に関する請願

請願者 岡山県和気郡備前町穂浪 吉村貞松外四十七名

名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第二三四八号と同じである。

第二三三九号 昭和三十七年三月十六日受理

労働者災害補償保険法等の一部改正に関する請願

労働者災害補償保険法等の一部改正に関する請願

請願者 岡山県和気郡備前町伊部 中川利八外四十八名

名

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第二三四八号と同じである。

第二三三二二号 昭和三十七年三月十六日受理

国立療養所の患者関係予算増額等に関する請願

請願者 熊本県菊池郡合志村栄菊池恵楓園内 前田一雄

雄

紹介議員 森中 守義君

昭和三十三年度のハンセン氏病関係の諸予算案は、全く関係者の期待を裏切る頭打ちのもので、どうしても肯定できないところのものであるから、本病療養者の実情を十分理解されて、(一)療養慰安金を二百円に増額すること、(二)医師並びに看護職員の大増員を実現すること、(三)患者作業賃金を作業賃として大幅に増額すること(不自由者付添日額百円、一般作業日額八十円)、(四)食糧費は一人日額百三十円に、患者関係費は現行の倍額に増額すること、(五)年金適用の範囲を拡大すること、(六)社会復帰者の諸保障を実現すること、(七)医療費の大幅増額を実現すること等の予算措置について特段の配慮をせられたいとの請願。

第二三五四号 昭和三十七年三月十六日受理

結核患者の療養条件改善等に関する請願(二十七通)

請願者 京都市東山区山科日ノ岡東谷町一 京都東山高原サナトリウム内 田中正一外三千六百二十二名

十二名

紹介議員 藤原 道子君

池田首相は「社会保障と教育を最重点に」といわれたが、昭和三十一年度政府予算案によると、結核予防法では、現在入院している患者数が維持できないばかりか、なおらないうちに命令入所が打ち切られるような事態も起こりかねず、また、国立療養所では、看護婦の増員はゼロで、重症者が見守る人もなく死んでいくという状態がいよいよ激しくなるから、入院患者が生活費の心配もなく、よい療養条件で、国と資本家の負担による無料の医療が受けられ、社会への復帰が完全に保障される予算に組み替えられたい。更に、池田政府の軍国主義復活政策に反対するともに、日本の核武装化を含め、すべての国が核兵器の実験を禁止することを求めた、完全な軍縮協定をすぐ結ぶことを決議せられたいとの請願。

第二三五五号 昭和三十七年三月十六日受理

引揚医師特例受験資格に関する請願

請願者 広島県賀茂郡大和町大字下徳良 稲谷嘉太郎

稲谷嘉太郎

紹介議員 谷口弥三郎君

引揚医師並びに歯科医師は、平均年齢が六十歳にもなっている関係上、医学に対しては長い経験と高度の技術をそなえ、臨床上は決して他に劣るところのない人達で、若い時代には高度の試験にも合格したものであるが、現在においては遺憾ながら答案作成の記憶力

に不足しているため、試験によつて免許をうることに、はなはだ不安の状態であるから、終戦前の経験年数の不足は、講習又は実務インターン教育等によつて補うこととし、特例法第一条の「せん衡」の規定を適用して医師免許を与えよう、特段の配慮をせられたいとの請願。

第二三五八号 昭和三十七年三月十六日受理

引揚医師特例受験資格に関する請願

請願者 山形市双月町六八一ノ一 宇野誠太郎

宇野誠太郎

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第二三五五号と同じである。

第二三八七号 昭和三十七年三月十九日受理

引揚医師特例受験資格に関する請願

請願者 大分県大野郡大洞町四八四 上尾増蔵外一名

上尾増蔵外一名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二三五五号と同じである。

第二三五六号 昭和三十七年三月十六日受理

離島の無医村対策等に関する請願

請願者 広島県賀茂郡大和町大字下徳良 稲谷嘉太郎

稲谷嘉太郎

紹介議員 谷口弥三郎君

引揚医師は、引揚医師特例法の制定により、多数の者がその恩恵に浴したものであるが、その多くは、第一条の規定に基づくせん衡による免許下付で、終戦までのわずかの経験年数不足により第二条の試験を受けねばならないこ

とになった者は、二回を限度とする制限を設けられていたため、いまだに合格できないまま今日に至り、中には現在の生活のために試験を断念しなくてはならない者もでるのではないかとと思われるに至っている。しかし、聞くところによると、へき地の地味あるいは離島その他不便の地においては、せつかく診療所を設置しても医師の定着が少なくというところであるから、法の定めるところによつて医師の免許を取得した上、これらの地において天職を生かして医療に従事したいから、引揚医師がその資格を獲得できる措置を講ぜられたいとの請願。

第二三五七号 昭和三十七年三月十六日受理

離島の無医村対策等に関する請願

請願者 山形市双月町六八一ノ一 宇野誠太郎

宇野誠太郎

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第二三五六号と同じである。

第二三八八号 昭和三十七年三月十九日受理

離島の無医村対策等に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町字鶴田一、二九八 吉良

義人外一名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二三五六号と同じである。

第二三六〇号 昭和三十七年三月十六日受理

元南満洲鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没

者遺族等援護法適用の請願

請願者 福岡市本庄町二ノ一九 福岡県満鉄会内 宇木 市

紹介議員 野田 俊作君

元南滿州鉄道株式會社職員であつて、(一)軍事輸送業務に従事し、これに基因して死亡または負傷した者、(二)ソ連・中共に抑留され、また、戦犯の取扱を受けた関東軍特務機関派遣者、ハルビン鉄道局分室勤務者、新京調査室勤務者、ハイル鉄道管理部署管内勤務者、その他これらに準ずる者で抑留中死亡した者または病氣帰国後死亡した者、(三)滿州特殊地帯勤務者で、ソ連参戦後敵のため、またはひ賊等のため死傷した者等については、当時の満鉄業務の特殊性を勘案されて、これを軍属として戦傷病者遺族等援護法を適用せられたとの請願。

第二三六二号 昭和三十七年三月十六日受理
元南滿州鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者遺族等援護法適用の請願
請願者 熊本市妙休寺町一〇五 徳村貞之助六名
紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第二三六〇号と同じである。

第二三八五号 昭和三十七年三月十九日受理
老人福祉法制定に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡三輪村 早瀬利康外二十二名
紹介議員 谷口弥三郎君

わが国の高齢人口は、逐年増加の傾向

第七部 社会労働委員会公議録第十八号 昭和三十七年四月十日【参議院】

にあり、十年後には一千万人を越える状態、社会及び家庭にあつて、老人の福祉を進め、その生活の安定を図ることが刻下の急務であることは、広く一般の認めるところであるが、各種法律にそれぞれ老人福祉を取り上げられて、また、行政施策としても行なわれているとはいへ、その間における有機的関連が薄いのには遺憾であるから、老人福祉の向上発展のため、その基本的根柢となる老人福祉法をすみやかに制定せられたとの請願。

第二四七五号 昭和三十七年三月二十日受理
老人福祉法制定に関する請願
請願者 秋田県鹿角郡花輪町花輪公民館内花輪町老人クラブ内 大里周蔵 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第二三八五号と同じである。

第二四八二号 昭和三十七年三月二十二日受理
老人福祉法制定に関する請願
請願者 静岡県三島市田町六ノ三八三寿楽会内 栗原 啓外三十三名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第二三八五号と同じである。

第二四八四号 昭和三十七年三月二十二日受理
老人福祉法制定に関する請願
請願者 熊本市木戸組町県社会福祉協議会内 福田令 寿外二名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二三八五号と同じである。

第二三八六号 昭和三十七年三月十九日受理
栄養士法等改正に関する請願
請願者 福井市西方町東出一九 社団法人日本栄養士会 福井県支部内 西村俊 夫

紹介議員 高橋 衛君

国民の栄養改善向上に重要な使命をもつ優秀な栄養士を養成するとともに集団給食の栄養管理を十分行なわせるため、栄養士法等改正の必要を認めた。栄養士法等改正の必要を認めた。栄養士法等改正の必要を認めた。

第二四一三号 昭和三十七年三月十九日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市観音寺町 四 橋本忠吉

紹介議員 西川基五郎君

ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一)第二条一項中「六箇月以上」の字句及び同項(昭和十四年十二月二十二日閣議決定満洲国開拓民に関する件)に基づく開拓民については、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、(二)第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千円を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めると、(三)第八条三項中「で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、(四)第六条全文削除すること、(五)第九条一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をとらしていた」までの字句を削除すること、(六)第十八条中の「五年間行なわれないときは」の字句の五年を七年に改めること等の措置を講じ、四百萬引揚者の不満をすみやかに解消せられたとの請願。

第二四七三号 昭和三十七年三月二十日受理

結核予防法による命令入所予算増額等に関する請願

請願者 兵庫県三田市大原兵庫 県患者同盟内 菅弘

紹介議員 岸田 幸雄君

昭和三十七年度予算の審議に當つては、(一)結核予防法による命令入所の適用計画七万七千件と新規適用を含め九万七千以上の予算を計上するとともに、生活保護法適用者以外の一般患者の追加予算も組むよう、国会が厚生省に要請すること、(二)所得税を納めている世帯の既入院患者(健康保険被保険者、生活保護法併給者を除く)に對する差別扱いを改め、命令入所制度を適用すること、及び、三月現在の免稅者の適用制限を廢止すること、等の実現を期せられたとの請願。

第二四七四号 昭和三十七年三月二十日受理

生活保護法の被保護者に盆見舞金支給等の請願

請願者 兵庫県三田市大原兵庫 県患者同盟内 菅弘

紹介議員 岸田 幸雄君

生活保護費の低さは、保護家庭の自立更生を消極的なもの、無気力なものにし、はては借金やかけによつてますます窮乏を加えることになり、又、療養者にあつては療養中のこづかいや補食費に窮し、療養を中断して無理な退院を図る等の結果を招いている。生活保護法による期末扶助は現在二百三十五円に引き上げられたが、その支給は年末に限られ、わが国の慣習である盆の法事や、一家団らんも保護家庭であるがためにできない実情であるから、全国的生活保護者に対し、盆見舞金を支

給する請願

第一五

給するとともに、入院中の結核予防法命令入所患者にもあわせて見舞金を支給せられたいとの請願。

第二四八五号 昭和三十七年三月十二日受理

戦争犯罪関係者に対する補償の請願
請願者 岡山市原尾島六四〇
服部勇外八名

紹介議員 近藤 鶴代君

戦争犯罪裁判における未決拘禁中の死亡者(九十八人)の遺族に対しても、刑死者(九百八十八人)及び既決拘禁中の死亡者(百二十一人)の遺族に対すると同様に扶助料又は遺族年金を支給するようにして、両者間の不均衡を是正されたい。

また、戦争犯罪裁判有罪服役者三千七百四十七人中には拘禁期間の一部又は全部を恩給公務員としての在職年数に算入することにより、普通恩給(三百七十一人)又は一時恩給(百八十四人)を支給されて実質的には補償を受くると考えられる者もあるが、前職が恩給公務員でなかった者については全然補償がなされていない。前職が恩給公務員であつた者でも拘禁期間を全然加算されていない者もあり、この点にも不均衡がある。服役者には当然労賃を支給すべきであるから、恩給法適用範囲外の者には労賃に準ずる補償をなされたい。また、戦争犯罪容疑者として指名逮捕され、果敢に抑留(一部は更に外地に移送)されて取調べを受けた後、不起訴となりあるいは無条件釈放となつた者及び裁判において無罪となつた者(合計千四百人)に対する補償を刑事補償に準じて実施されたいとの請願。

第二四八六号 昭和三十七年三月十二日受理

戦争犯罪関係者に対する補償の請願
請願者 滋賀県大津市膳所北大手町四〇 橋崎五百刀
外二十八名

紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、第二四八五号と同じである。

四月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、児童扶養手当法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十二日)
一、国民年金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十五日)

四月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、老人福祉法制定に関する請願(第二五一〇号)(第二五七四号)(第二五七五号)(第二五八二号)(第二五八八号)
一、元南滿州鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願(第二五五〇号)(第二五八七号)(第二六〇八号)(第二六六四号)

一、全国一律八千円の最低賃金制確立に関する請願(第二五五一号)
一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第二五五二号)(第二五八四号)(第二五八九号)

一、栄養士法の一部改正に関する請願(第二五五九号)

願(第二五五三三三)

一、外傷性せき髄損傷患者の休業補償引上げ等に関する請願(第二五六四号)

一、戦争犯罪関係者に対する補償の請願(第二五八三三三)(第二六六一号)

一、引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(第二五八五号)(第二六六〇号)

一、労働者災害補償保険法等の一部改正に関する請願(第二五八六号)
一、国立療養所習志野病院の特別会計制総合病院転換反対に関する請願(第二六六二一)

一、旧満州国日系軍官等の遺家族援護に関する請願(第二六六三三)

第二五一〇号 昭和三十七年三月二十三日受理

老人福祉法制定に関する請願
請願者 静岡県小笠原小笠町額田 牧野音一郎外二十名

紹介議員 杉山 昌作君
わが国の高齢人口は、逐年増加の傾向にあり、十年後には一千万人を越える状態に達し、社会及び家庭にあつて、老人の福祉を進め、その生活の安定を図ることが刻下の急務であることは、広く一般の認めるところであるが、各種法律にそれぞれ老人福祉が取り上げられ、また、行政施策としても行なわれているとはいへ、その間における有機的関連が薄いのには誠に遺憾であるから、老人福祉の向上発展のため、その基本的根拠となる老人福祉法をすみやかに制定せられたいとの請願。

第二五七四号 昭和三十七年三月二十七日受理

老人福祉法制定に関する請願
請願者 東京都杉並区上高井戸八四八 下松桂馬

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二五一〇号と同じである。

第二五七五号 昭和三十七年三月二十七日受理

老人福祉法制定に関する請願
請願者 茨城県土浦市千束町一、二八〇 千束町老人クラブ長寿会内 鈴木雄外千二百二名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二五一〇号と同じである。

第二五八二号 昭和三十七年三月二十八日受理

老人福祉法制定に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市大字新堀一、一四〇 嶋田勝之助外七名

紹介議員 大泉 寛三君

この請願の趣旨は、第二五一〇号と同じである。

第二六五八号 昭和三十七年三月二十九日受理

老人福祉法制定に関する請願
請願者 東京都大田区調布鵜ノ木町二〇〇 鵜ノ木八幡老人クラブ内 久保井良輔外十二名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二五一〇号と同じである。

第二五五〇号 昭和三十七年三月二十六日受理

元南滿州鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願(二通)
請願者 神奈川県川崎市上平間一、二五四RA一四 伏木清吉外一名

紹介議員 平島 敏夫君

元南滿州鉄道株式会社職員であつて、(一)軍事輸送業務に従事し、これに基因して死亡または負傷した者、(二)ソ連・中共に抑留され、また、戦犯の取扱いを受けた関東軍特務機関派遣者、ハルビン鉄道局分室勤務者、新京調査室勤務者、ハルビン鉄道管理局管内勤務者、その他これらに準ずる者で抑留中死亡した者または病氣帰国後死亡した者、(三)満州特殊地帯勤務者で、ソ連参戦後敵のため、またはひ賊等のため死傷した者等については、当時の満鉄業務の特殊性を勘案されて、これを軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用せられたいとの請願。

第二五八七号 昭和三十七年三月二十八日受理

元南滿州鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願
請願者 宮城県塩釜市旭町二五ノ三 佐々木鮎子

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第二五五〇号と同じである。

第二六〇八号 昭和三十七年三月二十八日受理

元南滿州鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願
請願者 宮城県塩釜市旭町二五ノ三 佐々木鮎子

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第二五五〇号と同じである。

十九日受理

元南滿州鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願(二通)

請願者 宮城県亘理郡亘理町字五日町三六 保志二郎

外一名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二五五〇号と同じである。

第二六六四号

昭和三十七年三月二十九日受理

元南滿州鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願

請願者 大分県東国東郡国東町富来吉田充

後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二五五〇号と同じである。

第二五五一号

昭和三十七年三月二十六日受理

全国一律八千円の最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府枚方市大垣内一三 丸山幸雄外二百一十一名

紹介議員 鈴木 壽君

この数年來の経済成長は、欧米諸国と比較した場合にも類例をみない生産の上昇をもたらしている。昨年の春闘における三千円程度の賃上げも、はげしい物価の値上がりと生活水準の向上の中で、生活は苦しくなっており、雇用労働者二千百万人のうち、年収八万円以下で労働者は四百五十万人というように、依然として日本の低賃金は解消され

れていないばかりか、今日の技術革新、合理化の進む中で新規労働力や技能労働者の不足からくる初任給の上昇を業者間協定によつておさへようとしている。しかし、現行最賃法は、労働者自身が認めているように、現実の賃金水準に比較して低すぎるし最低賃金としての効果を失つてゐる。全国一律八千円の最低賃金制を法制化する客観的条件は初任給の上昇などによつてとつてきてゐるから、今国会において現行最賃法を廃し、全国一律八千円の最低賃金制を法制化せられたいとの請願。

第二五五二号

昭和三十七年三月二十六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 岐阜市美殿町八岐草田 理容業環境衛生同業者組合理事長 木村良吉

紹介議員 古池 信三君

環境衛生同業組合の現状は、まさに危急存亡の岐路に立つてゐる有様であるから、この窮地を觀察されて、関係業者の生活確保と同業組合の組織力の維持伸長のため、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に關し、(一)勧告及び規制命令発動の要件として定められてゐる現行の事項を、単に経営の健全の判定にだけとどめ、衛生措置に關する事項を削除すること、(二)適正化規程の認可並びに非組合員に対する勧告又は規制命令の発動の申請があつたときは、主管行政庁は一定の期間(中小企業団体組織法の例に徴すれば二箇月)内にその可否を決定しなければならぬという法規定の措置を講ずること、(三)勧告を發するにあつて適

正化審議会への諮問を必要とするという現行規定を削除すること、(四)基準料金は、ある基準時点におけるものを設定するものとし、その後は少なくとも一年ごとに賃金指数、物価指数等の推移にあわせて自動的に料金変更の認可がなされるよう法規定の措置を講ずること、(五)組合は営業者台帳を作成することができ、かつ、組合がこれを作成しようとするときは、当該地区内において組合の組合員たる資格を有する者のすべてがこれに協力しなければならぬよう、また、これに協力しない者に対しては行政庁からこれに協力をすべきことを命ずることができるよう法規定の措置を講ずること、(六)連合会總會においては、組合はそれぞれ組合員数に応じて二箇以上の議決権を持ちうるよう法規定の措置を講ずること、(七)現行法による規制命令違反者に対する罰則は十萬円以下の罰金と定められてゐるが、悪質かつ計画的な違反者に対してはこの程度の罰金だけではなんらの実効をも期し難いから、違反者に対しては、期間を定めての営業停止処分をも併科しようよう法規定の措置を講ずること等の改善を圖られたいとの請願。

第二五八四号

昭和三十七年三月二十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 広島市基町大手前広島 県環境衛生同業組合広島支部内 島本勝利

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二五五二号と同じである。

第二六五九号

昭和三十七年三月二十九日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 島根県松江市米子町五四 飯塚光教

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第二五五二号と同じである。

第二五五三三号

昭和三十七年三月二十六日受理

榮養士法の一部改正に関する請願

請願者 千葉市小仲台町八二四 社團法人日本榮養士会 千葉県支部内 荒井光雄

紹介議員 小沢久太郎君

榮養士の教育水準を向上し、高度の技能を有する榮養士の育成のため、現行榮養士法を改正せられたいとの請願。

第二五六四号

昭和三十七年三月二十七日受理

外傷性せき髄損傷患者の休業補償引上げ等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市木月住吉町関東労災病院内 石田重利外六十四名

紹介議員 田上 松衛君

外傷性せき髄損傷患者の生活は極度に困難に陥つてゐるから、これを救済するため、労働者災害補償保険法に關し、(一)外傷性せき髄損傷患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率を百パーセントに引き上げること、(二)外傷性せき髄損傷患者の中でとくに補償給付及び長期給付が七百円以下の低額である障

害者の平均賃金を七百円まで引き上げ、その百パーセントを支給すること、(三)長期傷病者補償の第一種傷病給付を受けてゐる外傷性せき髄損傷者の医療費を全額国庫負担にすること、(四)旧けい肺等特別保護法及び臨時措置法の適用を受けないで労働者災害補償保険法が打ち切りとなつた外傷性せき髄損傷者に長期傷病者補償を適用すること、(五)昭和三十三年四月一日以後に受傷した外傷性せき髄損傷者に打ち切り補償を支給すること、(六)せき髄損傷者専門の家族とも入所できる職業補導施設を設置すること、(七)長期給付から厚生年金(障害年金)の五十七・五パーセント相当額を減額すること、(八)遺族補償の通減給付は廃止し、平均賃金の千日分を支給すること、(九)長期給付のスライドは全国労働者の平均賃金が十パーセント変動した場合に実施すること、(一〇)せき髄損傷者の長期傷病認定基準を大幅に緩和すること、等の改正措置を講ぜられたい。なお、せき髄損傷患者に対する単独法を制定せられたいとの請願。

第二五八三三号

昭和三十七年三月二十八日受理

戦争犯罪関係者に対する補償の請願

請願者 鳥取県米子市皆生南大境二二三ノ三 八原博通外九名

紹介議員 仲原 善一君

戦争犯罪裁判における未決拘禁中の死亡者(九十八人)の遺族に対しても、刑死者(九百八十八人)及び既決拘禁中の死亡者(百一人)の遺族に対すると同様に扶助料又は遺族年金を支給するようにし

て、両者間の不均衡を是正されたい。

また、戦争犯罪裁判有罪服役者三千七百四十七人中には拘禁期間の一部又は全部を恩給公務員としての在職年数に算入することにより、普通恩給(三百七十一人)又は一時恩給(百八十四人)を支給されて実質的には補償を受けると考えられる者もあるが、前職が恩給公務員でなかった者については全然補償がなされていない。前職が恩給公務員であった者でも拘禁期間を全然加算されていない者もあり、この点にも不均衡がある。服役者には当然労賃を支給すべきであるから、恩給法適用範囲外の者には労賃に準ずる補償をなされたい。また、戦争犯罪容疑者として指名逮捕され、果敢に抑留(一部は更に外地に移送)されて取調べを受けた後、不起訴となりあるいは無条件釈放となつた者及び裁判において無罪となつた者(合計千四百人)に対する補償を刑事補償に準じて実施されたいとの請願。

第二六六号 昭和三十七年三月二十九日受理

戦争犯罪関係者に対する補償の請願
請願者 山形県飽海郡遊佐町大蔵岡字坂下一九・二一ノ四 北野兵衛外四名 紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第二五八三号と同じである。

第二五八五号 昭和三十七年三月二十八日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に關する請願(二通)
請願者 愛知県東加茂郡松平町

昭和三十七年四月十七日印刷

昭和三十七年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

大字九久平東加茂郡松平町引揚者更生会内
伊藤兵一外二名

紹介議員 成瀬 權治君

最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一)第二条第一項中「六箇月以上」の字句及び同項(昭和十四年十二月二十二日閣議決定満洲国開拓民に關する件に基づく開拓民について、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ)までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、(二)第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千円を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めること、(三)第八条三項中「で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、(四)第六条全文を削除すること、(五)第九条一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)」において、その者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、(六)第十八条中の「五年間行なわなかつたときは、」の字

句の五年を七年に改めること等の措置を講じ、四百萬引揚者の不満をすみやかに解消せられたいとの請願。

第二六六〇号 昭和三十七年三月二十九日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に關する請願
請願者 愛知県東加茂郡七宝村七宝村引揚者更生会内
山田正三

紹介議員 山本 米治君 林田 正治君 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二五八五号と同じである。

第二五八六号 昭和三十七年三月二十八日受理

労働者災害補償保険法等の一部改正に關する請願(四通)
請願者 福島県内郷市高坂町御殿一 柳田憲太郎外百十九名

紹介議員 阿部 竹松君

労働者の災害補償を強化拡充するため、(一)休業補償及び長期給付を平均賃金の百パーセント支給すること、(二)賃金スライドは現行二十パーセントを十パーセントに実施すること、(三)障害年金と傷病給付は完全併給にすること、(四)第一種療養者の医療費を無料にすること、(五)じん肺患者の私病に対して医療費を無料にすること、(六)管理区分変更者には厚生資金として一時金を支給すること、(七)長期療養開始後六年間は解雇しないこと、(八)改正法律以前の第四症度の者及び事業主のない管理区分四の者に法の適用を受けさせること、(九)じ

ん肺患者の特殊性を考慮し身体障害者としての取扱いを具体化すること、(十)家族の生活安定をはかるため必要に応じて低利資金貸付の制度を設けること、(十一)遺族給付は療養期間の長短にかかわらず同一額とし、これを年金制とすること等、労働者災害補償保険法の一部を改正し、なかつた、(一)から(四)までは必ず本国会において制定施行せられたいとの請願。

第二六六二号 昭和三十七年三月二十九日受理

国立療養所習志野病院の特別会計制総合病院に転換することには強く反対である。国立医療施設は、すべての国民が利用できる条件を備えていなければならないし、国立医療施設の運営上必要ないつさいの経費は、国が責任をもつて負担するもので、関係予算は義務予算的性格を持つことが当然であると考えられる。特別会計制病院になれば、診療費割引の撤廃、経費減免制の廃止、入院費取立て強化、政府補助金(施設運営面)の全面的縮小、結核ベツトの縮小等によつて患者に深刻な打撃を与えることになり、政府公約の「社会保障の前進」とはまったく反対の結果となるから、本件については既定計画を変更されるよう取り計らわれたいとの請願。

紹介議員 坂本 昭君

国立療養所習志野病院を特別会計制の総合病院に転換することには強く反対である。国立医療施設は、すべての国民が利用できる条件を備えていなければならないし、国立医療施設の運営上必要ないつさいの経費は、国が責任をもつて負担するもので、関係予算は義務予算的性格を持つことが当然であると考えられる。特別会計制病院になれば、診療費割引の撤廃、経費減免制の廃止、入院費取立て強化、政府補助金(施設運営面)の全面的縮小、結核ベツトの縮小等によつて患者に深刻な打撃を与えることになり、政府公約の「社会保障の前進」とはまったく反対の結果となるから、本件については既定計画を変更されるよう取り計らわれたいとの請願。

第二六六三号 昭和三十七年三月二十九日受理
旧満洲国日系軍官等の遺族家族援護に關する請願
請願者 東京都新宿区花園町四八 蘭星会内 富田庄一

紹介議員 野本 品吉君

旧満洲国日系軍官は、勅令の定むるところに従ひ日本軍人としての身分を保有し関東軍司令官の指導監督下にあつて国防の第一線に日本軍と同様の任務に服していたのであるから、旧満洲軍日系軍官等の戦死者(約二百名)の遺族に対し恩給法又は遺族援護法を日本軍人と同等に適用されるよう同法を改正し、次年度予算にこれが所要の経費を計上せられたい。また、旧満洲国陸軍官学校等生徒は、終戦直前第三十軍司令官の指揮下に属し新防衛の任務についたもので、関東軍の将兵とともにソ連軍に抑留されたのであるから、ソ連に抑留中死没した旧満洲国陸軍官学校生徒(約百名)の遺族に対し軍人として遺族援護法を適用されるよう同法を改正せられたいとの請願。